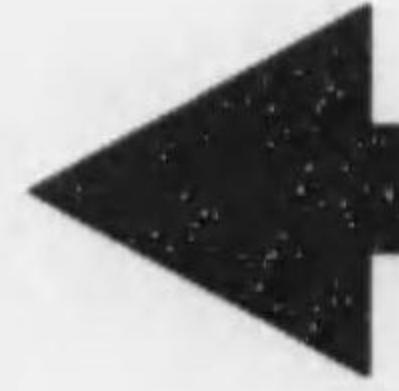


始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 16  
m 50 1 2 3 4

特 1/3

763

八丈島越石地整理に就て

竹113  
763

## 目 次

### (一) 緒 言

本界と越石地との關係に就て	一
越石地の監屬	四
村税反別	四
村境と越石地	四
越石地の賦課	四
越石地の整理	五
反別帳の不完全	五
六 郵 結	六
(四) 陳情書	七
(五) 覚 書	八
(六) 三村根長より大賀郷村長に宛てたる文書	九



- (七) 八丈島司より三根村長に照會の文書並に三根村長の回答書……………三二一  
 (八) 訴願書……………三九  
 (九) 知事閣下に八丈島越石地整理に關する再陳情書……………四五  
 (一〇) 越石に就き大賀郷村長に對する回答の件……………六二  
 (一一) 八丈島越石地整理問題……………六三  
 (一二) 越石地と稱する土地の整理に關する上申書……………六四



目 大

社説

(一) 緒 言

八丈島三根村と大賀郷村とは互に數百筆の越石地なるもの存し  
 之に關し兩村間に紛議を見るに至れり。小職は如斯事態の惹起せ  
 んことを虞れ、夙に是が解決方代々の島司に具申する所ありたる  
 ものなるも遺憾ながら何等解決の徵兆を見ずして問題は益々紛糾  
 を重ねるに至れり。惟ふにこの問題の解決は一に監督官廳の公正  
 なる裁斷に俟つの外なく、之を以て小職は本問題の發生以來或は  
 口頭を以て或は文書を以て監督官廳に陳情せること一再に止まら  
 ず、今後尙御面謁陳情をする事も歎からざるべきも、元來越石  
 地なる制は舊幕時代に於ける特殊の慣行が今日迄殘存せるものに

して全く島村獨特の異例に屬し、簡単なる説明を以てしては了解に苦しむものもあるべし、然るに事務御繁忙の折柄長時間御面談を乞ふは却て恐縮に存ぜられ、旁々小職の訥辯説明の徹底を缺くことあるべきを思ひ、茲に本件に關する從前よりの陳情書其の他關係文書を一括印刷に附し、閣下並に各位の御高覽を仰ぎ、以て小職が御面謁陳情の際之を聽取せらるゝの勞と時間との節約を期し併せて小職が説明の不足を補足するの資と爲せり、希くは閣下並に各位、本小冊子に依りて越石地問題に關する眞相を如實に御了解下され、本問題の公正なる解決に一日も早く大島の如く越石地は所在村に編入すと云ふ事としても又島嶼町村制施行の當時八

丈島司たりし阿坂氏の御意見の如く越石地反別の訂正を命ずるも可なり、要するに數百年の昔より確定嚴守し來れる（別紙圖面の如く）村界即ち行政區劃に依り其の村所在の土地は其の村の反別に訂正せられんことを

大正十四年一月

三、越石地の圖面  
八丈島三根村長 持丸庫三郎

二、越石地の圖面  
八丈島三根村長 持丸庫三郎

## (二) 村界と越石地との關係に就て

- 一、越石地の濫觴
- 二、村稅反別割の賦課
- 三、村界と越石地
- 四、越石地の整理
- 五、反別帳の實相
- 六、歸 結

### 一、越石地の濫觴

八丈島に於ける地租の徵收は遠く徳川幕府の初年、將軍家の御召物として、その特產黃紬を上納せる當時に初まる。この黃紬は

毎年各村より、幕府の御用船を以て、將軍家に送り届けたのであつたが、各村が黃紬を上納するに當つてはその原料を土地反別に應じ村民から取立て、之を役場に於て織立てたものであつた。この黃紬原料の取立てが即ち地租の起りである。この制度は大正の今日に至るも變ることがない。たゞ今日に於ては黃紬一反を一圓七十二錢五厘の割合を以て換算したる金額を、役場より毎年五月限り上納し、役場に於てはその金額を村民の所有土地反別に按分して分賦することになつて居る。(明治四十四年法律第一號)

役場に於ける地租たる黃紬原料の取立ては、實際上の便宜から、土地の所在が何れの村にあるを問はず、土地所有者の居住する村

に於てその所有者から徵收したのであつた。従つて、各村役場では、自村内に居住する村民の所有土地反別を記帳し、置き之れに依つて黄紬原料を取立てたのである。この土地反別の登録簿即ち反別帳には自村民の所有する土地であつたならば、他村内に所在するものでも登録した。反対に自村内所在土地でも他村民の所有に係るものは登録しない、例へば、甲村民が乙村内に土地を所有する場合には、其の土地は所有者の居村甲村の反別帳に登録したのである。斯の如くして事實乙村内に在るに拘らず甲村役場の反別帳に登録されて居る土地を越石地と稱せらるゝ。即ち越石地とは地租取立上の便宜から、土地の所在の何村たるを問はず、その所

有者の居村の反別帳に登録されたことから生じたので、土地の非所在村に於て地租を取立つる土地を意味するのである。即ち越石地とは他村に在る個人の所有地の意味であつて、行政區劃たる村界とは全然無關係のものである。若し越石地が村界と同一にして反別帳にある村の領域ならば何も越石なる名を附するに及ばないのである。越石なる名稱其者が既に村界を超えたものであることを自證してゐる。

越石地の慣行、即ち土地所有者の居住關係から、土地の非所在村の反別帳に登録するの慣行は略々文政以前迄繼續された。特に三根村と大賀郷村とは地勢平坦であつて、天然自然の障礙がなか

つた爲、兩村民相互の出入、土地の賣買交換相續等が頻繁であつたので、兩村内に互に數百筆の越石地を生ずるに至つた。文政以後は、土地はその所在の如何を問はず所有者の居村に於て登録するの慣行は止んだ。即ち所有者の居住關係に伴つて反別帳を變更するの制は行はれなくなつた。従つて新たに越石地を生ずることが無いことになつたが、舊來の越石地は依然そのまま存在し、地租の取立ては、從來の慣行通り、土地の所在如何を問はず、總て所有者の居村に於て明治廿五年迄行はれた。(此の土地も呼ぶに越石地と稱した)。即ち文政以後も地租は、越石地でも然らざる土地でも、其所有者の居村に於て徵收され、(之れを政府に直接に上納

してゐた)。たゞ所有者の居住の變更に依る反別帳の變動だけは止められたのであつた。

## 二、村稅反別割の賦課

地租は國家の收入である。従つて土地の非所在村に於てその土地に地租を賦課するも別に問題を生じなかつた。然るに明治十年頃から各村に於て土地に對して村稅を賦課することとなつた。而してその方法は國稅たる地租の例に依り、總て土地所有者の居村土地は他村に所在して居つても――に於て徵收した。(越石地たると、其の他の土地たるとを問はず)併し、物件稅たる反別割を賦課するに當り土地の所在村に於て爲すこと、せざるは妥當

でないの明治二十五年からは國税たる地租並に反別割共總て反別帳に依つて徵收することに改めた。かくて反別割は原則として、其の土地の所在する村に於て徵收することとなつた。けだし、甲村内の土地は原則として甲村役場の反別帳に登録されてゐるからである。けれども、この改正に際して大なる障礙となるのは越石地である。越石地は事實甲村に所在し、乙村の反別帳に登録されてゐる土地であるから、この改正徵稅法に依るも土地の所在村に於て反別割を賦課するの方針を貫くことが出來ない。故に同年徵稅法を改正すると同時に越石地は斷然整理すべきであつたのである。越えて明治四十一年十月一日島嶼町村制施行せらるゝや、

制第六十三條及同第六十四條の規定に依り各村は自・村・外の土地に對しては、絕對に村稅を賦課し得ないこととなつた。されば、越石地は少なくも島嶼町村制施行のときに於て、大島の如く整理を了し將來に向つてこの慣行は廢滅すべきであつたのである。

### 三、村境界と越石地

越石地の慣行は島嶼町村制の規定に背反するものであることは一點疑を入れぬ。この法令違反を辯護するが爲に大賀郷村の如きは越石地は村の行政區域の延長であると主張するに至つた。即ち甲村の反別帳に登録されて居る乙村所在の土地は、實は甲村の行政區域の延長であると謂ふのである。洵に巧妙な論法である。け

れども、これ程沿革を無視し、理論に反し、實際に戻るものはない。先づ之を沿革から見ると越石地は全く地租徵收手續上の便宜から起つたので、村界、村の行政區域とは何等の關係あるものではない。個人の居住の變更や、土地の賣買、相續等の行爲が、村の行政區域を左右し得るものでないことは識者を俟たず明かなる所であらぶ。第一に之を理論上から見るも反別帳は、土地所有權の問題である。換言すれば課稅手續上便宜上の帳簿の問題である。行政區域とは何等の關係なきことは明白である。更に之を實際上より見るも、越石地を地村の領域なりとの觀念の如きは何人も、未だ曾て夢想だもしなかつたことである。従つて自村の領分と思

ふ觀念も昔より何人にもなかつた。即ち越石地と雖もその所在村の領域に屬することは數百年來何人も確信して毫も疑はなかつた所のものである。況んや越石地上の行政は其所在村に於て總て行つて來たものであるをや。

そもそも、村の境界即ち村の行政區域は古來一定し嚴然として容易に動かすべからざるものである。越石地の如き單なる個人の土地所有關係に伴ふて異動するが如きことは斷じてあるべからざることである。而してこの古來一定せる村界は各村共境守なる役人ありて之を守り敢て紛更せらるゝことなきを期して居る。

三根村と大賀郷村とは弘化年間（約八十年前）三年間に涉る村境

界の大論争あり。坂上三ヶ村名主等の仲裁も治まらず、最後に代官所より役人出張して之を裁き三根村の勝となれる事實あり、爾來兩村の境界は明瞭に確定し何等の問題も起らなかつたのである。此の一大論争のあつた當時近藤富藏氏（近藤重藏氏の長男にして八丈島に流罪とせられたる人）が作製せる地圖は三根村役場に保存しあり、其の後地役人菊地秀右衛門氏が兩村界を實測したことがあつたから、此の當時の圖面も島廳に所蔵されある筈である。此の實測の際にも兩村界につきては一言半句の議論がなかつた。次で參謀本部に於て實測の際にも兩村の委員立會つた。今日出來て居る參謀本部の地圖は明確に兩村の境界を指示してゐる。

かく兩村の境界は數百年の昔から確定し、且つ兩村の境守立會つて管理し居り、尙之を指示する所の圖面も備はつて居ることであるから、兩村の境界が不明であるとか、又は今日新たに反別帳に依つて行政區域を定むると云ふが如きことは、實に途方も無い事であると言はねばならぬ。（歴史上の證據。大賀郷と三根との村界争ひ三ヶ年に亘り竹槍蓆旗の大鬪争とも云ふべき富士山及鴨川事件と云つて百年後の今日までも村民の口碑に存して居るのである。當時大賀郷村の申分立たずして敗訴となりしに拘はらず、三根村所在の越石地が大賀郷村の領域であるとは一言も言ひ能はなかつたに就て見ても明かである。

此界論の發頭人は大賀郷村の者三人であつて皆な小島へ流罪に處せられた程の大村界争ひであつたのである。

#### 四、越石地の整理

上述の如く越石地たる慣行は明治二十五年反別帳に依つて反別割を賦課することになつた時から存立の基礎を失つた。特に今日では島嶼町村制の規定から到底許されざることとなつた。故に越石地は今日急速に整理しなければならぬ問題である。三根村に於ては明治二十五年反別帳に依つて村税を賦課することとなつた當時から引續き今日に至る迄三十有餘年間常に其の目的を達することが出来ないのである。要するに越石地の整理は各村協議の上各

村の反別交換、換言すれば、反別帳から越石地の登録を抹消し、之を土地所在村の反別帳に移記するの外はないのである。之を爲さなければ兩村の争ひは永遠に解決出來ない。

尙村界を越石地に沿ふて定むべきものとすれば、三根村が末吉村に有する根原の陸上の越石地も同様にして整理しなければならなくなる。さうすれば根原は三根村の領域に屬することとならぶ。この根原は何百年の昔より三根村が使用し、占有し來れるものであつて、而かもその陸上は三根村の反別帳に登録しあるもので最も三根で所有し行政し來つたものである。けれども、村界は上圖の如く、古來より三根村の方に彎曲して定められてるので三根

村に於ては之を大賀郷村の如く巧妙なる主張をなさず古來の村界を尊重して居るものである。併し、若し三根村と大賀郷村との境界を越石地に沿ふて、定むるとすれば、同様に三根村と末吉村との境界も越石地に沿ふて定められたる根原は三根村の領域に編入しなければならなくなる。然れども、斯の如きは末吉村と協議のまとまる望みがない。要するに越石地に沿ふて村界を定むと云ふが如きことは理論上絶対に不可なるばかりでなく實際上にも到底實行出來ない相談である。

#### 五、反別帳の不完全

更に反別帳に依つて村界を定むることの不可なることは、反別

帳の實相を見ればいよ／＼明瞭になつて来る。抑も、八丈島は古來一回も土地の丈量せることなく、勝手に官有地を開拓せるものであつて、之を本人の申請通り一反歩と言へば一反歩、一町歩と言へば一町歩と登錄せるの有様であつた。傳ある所に依れば、舊幕時代役人の所に酒一升を持參すれば如何様にも反別帳に登錄したとのことである、このやうな状態であるから、反別帳を實測反別の符合しない位は極く上等の方で、反別帳にあつて事實上其の土地のなきもの約三分の一程ある。従つて土地の實際については役場も、登記所も絶対に不明である。實測反別の結果書立對舊幕時代には村役人が土地を賣却することを許可せず、故に此

の時代には證書は流地證文と名づけ、生活上已むなく何年前に何々を借りたるも、返却不可能の爲流質と云ふ形式にて歎願書を提出して名義の書替をしたものである。かかる状態であつた故に村民は土地を他へ賣却することを耻とし、實際に土地を賣却して置きながら、反別帳は其儘と成り居るものが多い。其他役人が勝手に反別の増減をなしたのも事實である。斯かる事實が錯綜して維新以前の反別帳と、現在の實相は一つも符合するものがない。

『現に拙者の所有地に就て見るも、明治八年中、父が某家より買入れたる地所三町五反四畝十八歩と登記せられ居るものが、現在は一町二反と八反歩との二つに分れて居る。拙者は此の譯を

存知し居れども、後世に至りて若し之を賣却することがあつたら、一筆は他人の名義に變ずるも、他の一筆は、帳簿に依然拙者の所有地として殘存するの奇觀を呈し申すのみでなく、現に一町五反四畝十八歩はなくなつて居る次第である。それを圖説すれば左の如くである。

一、實際の現狀字中平に甲乙丙丁四人にて實測左の圖の如く甲は二町歩、乙は三反歩、丙は二反歩、丁は二畝步を所有し合計二町五反二畝歩である、



然るに反別帳には甲字群が平山林二畝歩、乙字細入り古畠五畝歩、丙字中平新畠一反歩、丁字中平二反歩、戊字中平五反歩とあり合計八反七畝歩となる。今之れを實測丈量して土地を整理するとしても、何百年の昔より古有使用しつゝある現状を如何にして地界を變更すべきや、即ち反別帳所載の戊の五反歩の土地は如何にしても割出し得ざることは自ら明かるを以て、反別帳に據つて實際を變更し得ざるの理亦瞭然たりである。之を要するに反別帳を以て實際の境界を變更することの不可能なることに歸着する。

## 六、歸 結

越石地問題は三根村と大賀郷村との間に於ける三十有餘年間の問題である。而して此の問題は、既に解決を了すべきであつたにも拘らず、明治二十五年の徵稅方法改正の際及明治四十一年島嶼町村制施行の際と二回共解決の機を失して居る。將來永くこの問題を未解決に置くは獨り兩村の平和のみの問題でなく、島村の開發上にも大なる支障を與ふるものである。而してその合理的の解決方法は只一あるのみ。曰く反別の交換之れである。即ち各村の反別帳から、越石地の登録を抹消し、之を土地の所在村の反別帳に移記することである。この解決方法は既に大島の各村の越石地の整理に當つても採用されて居る。即ち最も合理的な、妥當な、

そして實際的な方法であつて、其れ以外良法は絶對にないと斷言するものである。

二四

(三) 陳情書

一、今回別冊ノ如キ大賀郷村對三根村民ノ訴願ハ單ニ村稅ノ問題デナク村界即チ行政區域ヲ兩村ノ當局ガ意見ヲ異ニシテノ紛擾ナリ

未納トナリ居レリ

此問題テ今回日向島司御骨折リノ結果折角兩村々長ノ間ニ島司立合ノ上協定成リ其ノ覺書ヲ原案トシ五ヶ村々會ニ諮詢シ五ヶ村中四ヶ村ハ之レヲ承認可決セリ唯大賀郷一ヶ村ガ調査ヲ名トシテ延期セルノミナルニ此ノ事情ヲ知事閣下ニ具申シ其ノ指揮ヲ仰ギ元大島ニ於テモ六ヶ村中岡田村一ヶ村ハ反對セリト云フ越石地ハ舊來ノ村界ニ依リ所在村ニ編入スト行政處分ヲナセバ可ナルモノヲ島司ハ兩村ノ爭ヒヲ裁判ニ據ルノ外ナシト誤レル御方針ノ結果斯ノ如ク兩村共ニ好マヌ訴願ヲナスノ止ムヲ得ザレニ至レモノナリ

前院ノカ第ナレバ何卒知事閣下ニ於テ何百年ノ古ヨリ嚴然トシテ守リ來レル村界（參謀本部ノ

實測ノ圖アリニ依リ大島ノ如ク越石地ハ所在村ニ編入スト云フ公明ナル御裁斷ヲ以テ多年ノ紛擾ヲ根絶セシメラレ度奉願候

大正十三年十二月 日

八丈島三根村長

持丸庫三郎

東京府知事宇佐美勝夫殿

閣下

#### (四) 陳情書

謹白、大賀郷村ハ曩キニ繁村所在ノ越石地ニ關シ、數百年來ノ慣行モ、三十餘年紛爭ノ徑路モ、仔細ニ調査探究スルコトナク、卒然不法ニモ我三根村ニ對シ、違法ノ村稅ヲ課シタルノミカ、果ハ差押又ハ強制執行ノ非常手段ニ出デントシタルヲ以テ、已ムナク今回遺憾ニシテ且ツ好マザル訴願ヲ提起致スコト、相成候

我三根村ガ三十餘年間大賀郷村ニ對シ、如何ニ此ノ整理ヲ交渉シ來リシカ、又越石地及反別帳ノ由來、並ニ行政區劃タル村界ト反別帳所載ノ越石地トノ間ニ截然タル區別アルコト等ハ夙ニ貴下及監督官廳、參謀本部ノ實測ノ基礎ヲ十分達識セラル、所ナルヲ確信仕居候ヘ共本件ノ解決如何ハ直ニ島治ニ重大ノ影響ヲ及ボシ、萬一將來ニ收拾シ得可ラザル事態ヲ生ズルコトアリテハト杞憂ノ餘リ更ニ別紙ニ大綱ヲ披陳仕候仰ギ願クハ江海ノ量ヲ以テ蛇足ノ罪ヲ寬假シ劉覽ノ上ニ誤マラザル公明ノ御裁斷ヲタマハランコトヲ惶懼謹言

大正十三年十二月 日

三根村長 持丸庫三郎

八丈島司日向貞殿

#### (五) 覚書

大正十二年十月廿七日八丈島々廳ニ於テ島司日向貞及書記新沼貫一立會大賀郷村長佐々木富二及三根村長持丸庫三郎ニ於テ越石ト稱スルモノノ整理ニ付協定セル事項左ノ如シ

一、從來本島ニ於テ慣行セラレ居ル 越石ニ付テハ大正十三年四月一日ヨリ各村行政區割ニ基キ其村ニ於テ總チ管理スルヲ適當ナリト認ム  
 一、大賀郷村及三根村二ヶ村ニ付テハ國稅ハ明治四十四年度以降大正十二年度ニ至ル 未納稅額ニ對シテハ各行政區域ニ屬スル村ニ於テ納稅スルモノトス  
 一、同村稅ニ付テハ大正六年度以降大正十二年度ニ至ル 未納額ニ對シ三根ヨリ大賀郷ニ對シ大賀郷賦課率ニ據リ其殘額ヲ三根村ヨリ納入スルモノトス

但シ納入ノ方法ニ付テハ三根村長ノ任意トス

一、前項ノ未納金ニ對スル納入ノ時期ハ大正十三年七月末日限リトス

一、三根村ヨリ大賀郷村ニ納入スペキ金額ノ調査ハ大正十二年十一月十日迄トス

一、櫻立村中之郷村末吉村屬島小島ニ對スル越石關係ハ追テ各村長名主列席メ土決定スルモノトス

右覺書ヲ證スル爲メ双方署名ス

大正十二年十月二十七日

三根村長 持丸庫三郎  
大賀郷長 佐々木富二

### (六) 三根村長ヨリ大賀郷村長ニ宛テタル文書

大正十三年十一月十八日

三根村長 持丸庫三郎

大賀郷村長 菊地恒吉殿

拜復越石地の件につきては先般小職より詳細書面を以て申述置候に付十分御了解被下候こと存じ居り候處 本月十三日付の貴簡に接し實に意外の感にうたれ候、前信申上候通り越石地なるものは昔時國稅たる地租品徵收手續上の便宜の爲土地の所在如何にかゝらず所有者の居村の帳簿に土地反別を登錄し置き之に依つて地租を取立てたるより生じたるものに有之候  
 然るに明治二十五年舊慣を變じて反別帳に依つて徵稅することとなりしどきより越石地の制に依るときは甲村内の土地に對して乙村に於て村稅を賦課することとなり即ち自村内の土地に對して村稅を賦課し得ざるの奇觀を呈し理論上の不合理、實際上の不便甚だしきを以て同年當村より貴村に對し越石地整理の交渉を爲し爾來今日に至る迄引續き三十有餘年間交渉に交渉を重ね來れるものに有之候、殊に貴村前村長佐々木君は誠意に理を盡して御研究の結果現島司及新沼課長立會の上村界に依り反別交換すべき假契約を爲し且つこの方法に依り島内一切の越石地を整理する方針にて東京

府、税務署及島廳話合の上各村會に諮問せられたり  
蓋し越石地は單に個人の土地所有權の徵稅簿上に於ける舊幕時代の登錄問題に過ぎず、従つて之が  
整理は反別の交換即ち帳簿の登錄替に依るの外無之爲に有之候  
こは獨り我が八丈島に於て採りたる方法なるのみならず既に大島に於ても同様の方法を以て各村間  
に於ける越石地を整理せるの事例あり、之を以て四ヶ村々會は如上の諮問に異議なく同意したり  
然るに貴村々會のみは調査の爲めと稱し決定を延期せる爲今日に至るも尙解決を見ずして紛糾のま  
貴村の囑託に應じ漫然徵稅し得ざるの理由は賢明なる貴下の能く御了察被下事と信じ候  
貴信に依れば村界不明云々と有之候も貴村と當村との村界は何百年の古より確立しあり、其の證據  
は弘化年間(約八十年前)貴村と當村とは富士山と鴨川とに於ける三年間に亘り境界の爭論あり、管  
所より裁判して三根村の勝となりそれ以來兩村の境界の争は絶え兩村とも境守の役人ありて管理し  
來るものに有之、當村役場保管の村圖に照し將又兩村の立會人が案内して測量したる參謀本部の地  
圖に依るも村界は毫も不明とすべき點は無之候  
而して越石地なるものはこの村の領域、村界とは何等の關係これなきものなることは前述越石地の

性質上毫も疑なきのみならず之を實際に徵するも總ての行政は古來この村界を基準として來はれ、  
越石地なるの故を以てこの境界を越えて他村が行政せることは未だ曾て之れあらず  
島嶼町村制の明文に依れば町村はその村内の土地に對してのみ反別割を賦課するを得、故に當村内  
の越石地に對し貴村が反別割の賦課を爲すは町村制の規定に違反するものに有之從つて之が徵收囑  
託に應じ能はざるは島嶼町村制施行以來は國家の法令上よりするも當然の措置と言はざるを得ざる  
ものに有之候

然るに貴村が、當村が貴村の囑託に應ぜざるの故を以て三十餘年來情理を盡したる交渉及島嶼町村  
制の明文を顧みず、直接當村内に立ち入り當村住民より取立を爲すが如きは甚だ穢やかならざる事  
態と被存候。甲村が乙村に立入り直接乙村住民より村稅を取立て得るは只甲村が法規上課稅權を有  
する場合にのみ許さるべきものに候

至急この方針に於て解決方法質慮相煩度候、然らずして徒らに細工を弄するときは兩村の紛議の解  
決は百年河清を俟つのみと存じ候、この點くれぐれも御考慮相成度候

(七) 八丈島司ヨリ三根村長ニ照會ノ文書並ニ三根村長ノ回答書

大正第三六五號大正十三年十一月廿五日

八丈島々司

日 向

貞

三根村長持丸庫三郎殿

越石ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ調査上必要有之候趣ヲ以テ其筋ヨリ照會越候條左記事項取調本月木日迄ニ遲滞ナク回報有之度此段及照會候也

記

- 一、石越ノ意義(貴村ニ於ケル解釋)
- 二、石越ノ法律上ノ性質
- 三、石越ノ起源
- 四、石越散布ノ現狀(各相互間ニ於ケル越石筆數例ヘバ大賀村反周臺ノ間隔ノ法則等)
- 五、越石問題ノ解決ニ對スル貴村ノ意見
- 六、村境界ノ現況及村境界確定ノ越石ニ及ボス影響

一、所謂越石問題ノ村治上ニ及ボス影響

二、反周臺帳ノ法律上ノ性質及効力

三、越石地ノ登記スルニハ如何ナル方法ニ依リ表示シツ、アリヤ 以上

大正十三年十一月 日

三根村村長 持丸庫三郎

一、越石地ノ起源及意義

德川時代ニ於ケル地租(黃韻原料)ノ取立ハ實際上ノ便宜ヨリ土地ノ所在ノ何ヶ村ニアルヲ問ハ  
ズ土地所有者ノ居住スル村ニ於テ 其ノ所有者ヨリ土地反別ニ應ジ徵收セリ、而シテコノ徵收手  
別ヲ自村役場ノ帳簿ニ記帳シ置キ、コノ帳簿ニヨリ土地反別ニ應ジ取立テタルモノトス。コノ  
帳簿ヲ反別帳ト云フ。即チ反別帳ニハ例ヘバ甲村居住ス者ガ乙村内ニ土地ヲ所有スル場合ハ土  
地ノ所在地乙村ノ反別帳ニ記帳セズシテ 所有者ノ居村甲村ノ反別帳ニ記帳シタリ如斯土地ハ事  
實乙村ニ所在セルニ拘ラズ、所有者甲村ニアルガ爲甲村ノ反別帳ニ登録サレ甲村ニ於テ地租ヲ  
取立ウル土地ヲ越石地ト稱セラル。

此ノ如キ意味ニ於ケル越石地ハ文政以前迄繼續シタリ、然ルニ文政以後ハ土地ノ所在如何ニ拘ラズ所有者ノ居村ノ反別帳ニ登録スルノ慣行ハ止ミタリ。然レドモ地租ノ取立ヘ從來ノ慣行通り總テ所有者ノ居村ニ於テ行ハレタリ。即チ文政以後ハ乙村所在土地ハ乙村反別帳ニ登録サルモ若シ所有者甲村ニ居住スルニ於テハ依然甲村ニ於テ徵收シタルモノトス、島村民ハコノ如キ土地モ從來之ヲ越石地ト稱セリ、要之越石地トハ所有者土地ノ所在村外ニ居住スル爲土地ノ所在村外ニ於テ地租ヲ取立ツルモノヲ指稱スルモノナルモ上記ノ如ク文政以前ノ如ク單ニ所有者ノ居村ト村ト土地反別帳ノ記載村ヲ異ニスル場合ヲ意味スルモノトニ區別スルヲ得。然レドモ越石地整然トシテ問題トナルハ前者ノミヲ意味スルモノナリ、蓋シ後者ハ通俗ニハ尙之ヲ越石ト稱スルモ明治二十五年土地ニ對スル租稅ノ賦課ハ反別帳ニ依ルコト、改メラレテヨリ法律的意義ヲ有セザルコト、ナリタレバナリ。一本村ガ從來越石地ノ整理ヲ主張シ居ルハ前者ノ意味ノ越石ヲ指稱セルモノトス

#### 一、石越地ノ法律上ノ性質

石越地トハ前記ノ如ク地租徵收上ノ便宜ノ爲土地ハソノ所在ノ如何ヲ問ハズソノ所有者ノ居住

村ノ反別帳ニ記帳サレ、茲ニ於テ地租ヲ徵收セルヨリ生ゼハモソニシテ法律的ニ見レバ單ナル徵稅手續上ノ便宜手段ニ過ギズ

#### 一、越石地散布ノ現狀

自下正確ノ數ニ付調査セルモノナシ、反別帳ヨリ其ノ名義人ヲ集メテ一々調査セザレバ判明セズキ然ルニ名義人ニハ已ニ死亡セル者遠ク離レ在島セザル者モ勘カラザルヲ以テ到底短時日ヲ二分乃至三分ノ一位ハ事實所在セザル土地ガ登載サレアリ（コレハ獨リ越石地ノミニ非ズ、然所在スル土地ハナキモ、末吉村ニハ大賀郷村ト多少事情ヲ異ニセル越石地多シ根原ノ問題陸地等小島ニモ當村ノ越石地數筆在リ）

#### 一、越石問題ノ解決ニ對スル當村ノ意見

本問題ハ從來墨書面又ヘ口頭ヲ以テ開陳シアリ今更當村ノ意見ヲ問合ハル、ハ實ニ意外トスル所ナルモ要スルニ本問題ハ前年大島ニ於テモ實行セル如ク反別ノ交換即チ各村ノ反別帳ヨリ越石地ヲ抹消シコレア土地所在村ノ反別帳ニ移記スルノ外他ニ方法ナシト認ム

(先キニ島司御立合ノ上大賀郷、三根ノ兩村々長協定セル覺書ニ依リ各村ノ會議諸問ニヨリ同島各村ノ意見ハ御判明フ等)

一、村境界ノ現況及境界確定ノ越石ニ及ボス影響  
本村ノ境界ハ戰然數百年ノ昔ヨリ一立セリ當村ト大賀郷村トハ弘化年間(約八十年前)三年間ニ涉リ村境界ノ爭アリ坂上三ヶ村名主等ノ仲裁モ治マラズ最後ニ代官所ヨリ役人出張シテ之ヲ裁キ當村ノ勝利トナリタリ爾來兩村ノ境界ハ明瞭ニ確定シ且ツ兩村ノ境守アリ嚴重ニ守リ居リ爾來何等ノ問題ノ起リシコトアラズ當時近藤富藏氏ノ作製セル地圖ハ多少不完全ナルモ尙村役場ニアリ其ノ後モ地役人菊地秀右衛門氏ガ各村界ヲ實測セルコトアルヲ以テ當時ノ圖面モ

島廳ニ所藏サレアル管ナリ尙參謀本部ニ於テ實測ノ際ニモ各村ノ委員立會七タルモノナルヲ以テ參謀本部地圖ニ依ルモ各村境界ハ明瞭ニ判然セリ村界ハ上記ノ如ク嚴然トシテ存スルモ大賀郷村ノ如ク越石地ヲ以テ同村領域ノ延長ト誤解スルモノアルヲ以テ此際兩村ノ村界ハ如上從來ノ村界ニ從ツテ確立スルハ可ナルベシ而シテ從來ノ村界ニヨリテハ兩村界ヲ確定スルコトハ自然所謂越石地制ハ島嶼町村制違反スルモノナル

コトヲ確定スルモノナリ蓋シ島嶼町村制第六十四條ニ依ルトキハ「納稅者ノ町村外ニ於テ所有ニスル土地……ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ」トスルヲ以テナリ若シ假リニ反別帳ニ依ツテ村境界ヲ定ムトスレバ三根村ト末吉村トノ境界モ亦之ニ準ゼザルベカラズ然ルトキハ根原ノ土地ハ三根村ニ編入スルコトナルベシ然レドモコノ如キ整理方法ニ村末吉村方能タ納得スルヤ否ナスペキ理由ナシ

#### 一、越石問題ノ村治上ニ及ボス影響

越石地問題ノ村治ニ及ボス影響ハ當村ト大賀郷村トノ間ニ於ケル永年間ノ紛議ヲ見レバ明瞭ナルベシ又別帳ハ地租取立手續上何人方何反歩ノ土地ヲ所有シ居ルヤフ指示セル公簿ナリ即チ課稅手

續上ノ公簿、個人ノ土地所有權ニ關スル公簿ナリ、村ノ行政區域ト、何等ノ關係ヲ有スルモノニ  
非ズ、蓋シ村ノ行政區域ガ個人ノ土地所有關係ノ變動ニ因リテ、何等ノ影響ヲ受クルモノニ非ザ  
ルヲ以テナリ

然レドモ八丈島各村ノ土地ハ古來未ダ土地ノ丈量ノ行ハレタルコトナク反別帳ノ登録ハ所有者  
ノ申請ノ權一反歩ト云ヒバ一反歩一町歩ト云ヒバ一町歩ト記帳セルモノナルヲ以テ實測ト符合  
セザルモノ或ハ全々登錄ナキモノモアリ、又登錄アリテ事實土地ノ所在セザルモノアリ。要ス  
ルニ反別帳ハ事實ト著シク離レ不完全極マルモノナルヲ以テ個人ノ土地所有權ヲ證ス  
ル絕對的ノ效力アルモノトナスヲ得ズ、此點ハ本島内土地丈量問題トシテ永年間ノ問題ナルヲ  
以テ貴廳ニ於テ十分御了知ノ事ト存ス

### 一、越石地ノ登記ヲナス方法

反別帳ニ記載アル村ノ證明ニヨリ登記シアリ、然レドモ實際ハ多クハ登記セズ賣買等サレツ、  
アリ、又村ニヨリテハ反別帳ニナキモノモ證明シテ登記セシムル所モナキニ非ザルベシト推察  
サル

## (八) 訴願書

東京府八丈島三根村平民農

高橋鐵之助相續人

訴願人 高橋慎

明治十二年一月十五日生

外數百人

訴願人一同連記スベシ

### 一定ノ申立

大賀郷村長ガ大正十三年十一月七日附ヲ以テ訴願人ニ交付シタル徵稅令書記載ノ大賀郷村稅反別割  
賦課及右村稅賦課ニ付訴願人ガ大賀郷村長ニ爲シタル異議申立ニ對スル大正十三年十一月二十八日  
付決定ハ之ヲ取消ス旨ノ裁決アリタシ  
事實及理由  
大賀郷村長ハ訴願人ガ三根村領域ニ所有スル土地ニ對ジ、大賀郷村ノ反別帳ニ登錄ジアルノ故ヲ以

テ大正十三年十一月七日附徵稅令書ヲ以テ同村稅反別割ヲ賦課シタリ、訴願人ハ訴願人ガ三根村内ニ所有スル土地ニ對シ大賀鄉村ニ於テ反別割ヲ賦課スルガ如キハ違法ナルモノト確信シ大賀鄉村長ニ異議ノ申立ヲ爲シタル所同村長ハ十一月二十八日付ヲ以テ訴願人ノ申立相立タザル旨ノ決定ヲ爲シタリ、然レドモ訴願人ハコノ決定ニ服スルコト能ハザルヲ以テ島嶼町村制第七十二條ニ依リ本訴願ヲ提起シタルモノナリ。

大賀鄉村長ガ訴願人ノ異議申立ヲ相立タザルモノトスル理由ハ要スルニ(第一)本件ノ土地ハ大賀鄉村ノ反別帳ニ登錄シアルコト、(第二)大賀鄉村ニ於テ地租ヲ分賦シ居レルコト、(第三)本件土地ノ登記ニ當ツテハ大賀鄉村ノ證明ヲ要スベキコトニヨリ之ヲ見レバ本件土地ニ對シテハ大賀鄉村ニ於テ行政シ居ルモノト認ムベク、(第四)本件反別割ノ賦課ハ明治四十一年三月東京府令第四十一號大島及八丈島町村稅並夫役現品賦課徵收規程第二條ニハ段別割ハ賦課期日ノ現在ニ於ケル土地臺帳記名人ニ賦課ストアルニ依リタルモノナリ、(第五)行政區域ヲ云爲シテ納稅者タル一個人ガソノ義務ヲ免レントスルハ失當ナリト云フニ在リ

然レドモ第一、(二)、(三)、一村ガ自己ノ領域トシテ行政ヲ爲ストハ教育、衛生、勸業、土木、戸籍、兵事、社寺等百般ノ村行政ガ普遍的ニ實施サル、コトヲ意味スルモノナリ、本件土地ノ如ク

舊幕時代一時ノ異例ニ因リ單ニ大賀鄉村ノ反別帳ニ登錄セラレアルノ一事ヲ以テ、大賀鄉村ガ自己ノ領域トシテ行政シ居ルモノト断ズルヲ得ズ、元來反別帳ナルモノハ極メテ不完全ナルモノニシテ殆ンド總テノ土地ノ實際反別ハ反別帳ノ反別ト著シク相違シ、反別帳ニ一度歩トアリテ事實一町歩アルモノ、反對ニ反別帳ニ一町歩トアリテ事實一反歩ニ過ギザルガ如キモノモ勘カラズ、甚ダシキニ至ツテハ土地アルモ反別帳ニ登錄ナキモノ、反對ニ反別帳ニ登錄シアリテ事實存在セザルモノ、如キモ頗ル多シ、故ニ反別帳ニ依ツテ村ノ行政區域ヲ定ムルガ如キハ事實不可能ナリ。兩村ハ恰モ雲ヲツカムガ如キ領域ニ於テ如何ニシテ行政シ得ルヤ、又大賀鄉村ノ反別帳ニ登錄セラレ居ルモノ事實三根村内ニ所在スル本件土地ノ如キ所謂越石地ナルモノハ其ノ數數百筆ニ上ルモ其ノ實際ノ所在反別等ハ大賀鄉村役場ニ於テハ毫モ之ヲ知ル所ナキナリ、如斯所在スラモ判明セザル土地ニ對シテ大賀鄉村ガ行政ヲ行フガ如キコトハ事實不能ニシテ從來ト雖モ毫モ之ニ對シ行政ヲ爲シ來レル事實ナシ。按ズルニ村ノ行政區域ト反別帳トハ全ク觀念ヲ異ニシ、後者ハ單ナル課稅手續上ノ問題ニ過ギズ。各村ノ境界ハ古來一定シ、各村共コノ境界ヲ守リテ行政シ來リタルモノニシテ、未ダ反別帳ニ依リテ行政セルノ例ハ之アラズ。唯、登記ノ證明ガ大賀鄉村ニ於テ行ヘレタル如キハ舊幕時代ノ異例既ニ整理ヲ要スペクシテ未ダ反別帳ニ殘存セルガ爲實際ノ便宜上止ムヲ得ズ整理完了迄從來ノ

慣例ガ行ハレ居ルノミ。即チ法律上正確ニ言ヘバ本件ノ土地反別ガ大賀郷村ノ反別帳ニ登録シアル  
ハ島嶼町村制施行ノ今日ニ於テハ既ニ違法無効ニ屬スペキモノナリ。之ヲ以テ越石地ヲ大賀郷ノ行政  
區域トシテ大賀郷村ガ行政シ居ルモノトナホガ如キハ當ラズ地租百八十反五分豈厘九毛ヲ賦課シ  
云々ハ元來政府ガ土地ノ所在ヲ調査シテ施行セシモノニアラズ大賀郷ガ元居住民ノ所有スル土地ヲ  
政府ニ申請シテ定メタルモノ故事實ヲ上申スレバ何時ニテモ政府ハ喜ンテ之レヲ改ムベシ(第四)  
明治四十一年村稅賦課徵收ニ關スル東京府令第四十一號ハ段別割ハ賦課期日ノ現在ニ於ケル土地臺  
帳即チ反別帳ノ記名人ニ賦課スルコトトアルモ所謂越石地ナルモノハ之ニ該當セザルモノナリ、蓋  
シ島嶼町村制ニ從ヘバ甲村ハ乙村所在土地ニハ絕對ニ反別帳割ヲ賦課シ得ザルヲ以テ、本件土地ガ  
大賀郷村ノ反別帳ニ登錄セラレアルモ島嶼町村制實施サレ島村自治制ガ確立セル後ハ法律上ハ既ニ  
失效セルモノト言ハザルベカラズ。(第五)町村ハ一定ノ領域アリ、コノ領域ヲ超エテハ行政權ヲ  
行使シ得ズ、従ツテ訴願人ガ三根村内ニ所有スル土地ニ對シ大賀郷村ヨリ村稅ヲ賦課セルハ違法ナ  
リト主張スルモノナルヲ以テ行政區域ヲ云爲スルモ何等失當ナリト云フヲ得ズ  
以上ヲ以テ決定書ノ理由ナキコトヲ大體明カニシ得タリト信ズルモ島村土地制度ハ複雑了解ニ困難  
ナル如キ點モナキニ非ザルヲ以テ尙一言此點ヲ補足シ置ケベシ。抑モ納稅ノ義務ハ法律ニ依ルニ非  
ナリ

ザレバ負擔セザルコトハ帝國憲法第二十一條ノ明定スル所、而シテ島村ニ於ケル村稅ハ法律タル町  
村制(第百五十七條第二項)ノ委任命令タル島嶼町村制ヲ以テ規定セラレタリ、今島嶼町村制ヲ見ル  
ニ甲町村内ニ土地ヲ所有スル者ハソノ居住ノ如何ヲ問ハズ其土地ニ對スル甲町村ノ村稅ヲ納ムル義  
務ヲ負フモ(第六十三條)反之、假令甲町村住民ガ所有スル土地ト雖モ甲町村外ニ所在スルモノニ對  
シテハ甲町村ハ絶對ニ村稅ヲ賦課シ得ザルモノトス(第六十四條)即チ大賀郷村ハ三根村内所在地ニ  
對シテハ反別割ヲ賦課シ得ザルナリ、茲ニ於テカ大賀郷村長ハ訴願人ノ異議申立ニ對シ本件土地ヲ  
徵收ノ起源ハ遠ク徳川(家康)將軍御召物トシテ黃紬ヲ各村ヨリ上納セル當時ニ初マル、コノ上納黃  
紬ハ其ノ原料ヲ村民ヨリ所有土地反別ニ應ジ取立テ各村役場ニ於テ之ヲ織立テタルモノナリ、而シ  
テ各村ガ原料ヲ取立ツルニ當テハ土地ノ所在村ニ於テ爲スヨリモ所有者ノ現在スル村ニ於テ直接所  
有者ヨリ取立ツルニ便宜トシタルヲ以テ、土地ノ所在ガ何村ニ在ルヲ問ハズ所有者ノ居住スル村ニ  
於テ反別帳ニ登錄シ置キコレニ依ツテ地租タル黄紬原料ヲ取立テタルモノナリ、此ノ慣行ハ文政時  
代迄行ハレタリ。文政以後ニ於テハコノ如キ慣行ハ廢止サレタルモ、文政以前ノ慣行ガ今日尙反別  
帳ニ殘存シ甲村所在地ニシテ乙村ノ反別帳ニ登錄サレ居ル所謂越石地ナルモノニ三根村ト大賀郷村ト

互ニ數百筆存シ居レリ。即チ越石地ナルモノハ全ク自治體タル村ノ領域ト關係ナキ國家ノ收入タル  
地租取立上メ便宜メ爲生ジタルモノニシテ、反別帳ハ村ノ行政區域トハ何等關係ナキ單ナル個人ノ  
土地所有關係ノ問題ナリ。三根村ト大賀鄉村トノ境界ハ數百年ノ昔ヨリ確定シ弘化年間兩村ニ村境  
ノ一大論争アリクリンモ結局三根村ノ勝チトナリ從來ノ村界ハ動カズ爾來今日ニ至ル迄兩村共コ  
ノ境界ニ從ツテ行政シ來レルモノナリ兩村ノ境界ニ付何等異論ナク、近クハ參謀本部ガ實測ノ際モ  
兩村ノ委員立會從來通り案内シタルモノニシテ現參謀本部ノ地圖ハ兩村ノ古來ノ行政區域ヲ明確ニ  
指示セル有補的ノモノナリ、是等ノ事實ニヨツテ見ルモ兩村ノ行政區域ハ數百年ノ昔ヨリ一定シ反  
別帳ノ如キ單ナル個人ノ居住關係ニ依リ異動アリシモノト根本的ニ觀念ヲ異ニスルモノナリ。而シ  
テ三根村及大賀鄉村共古來確定セルコノ村境界ニ依リテ村政ヲ實施シ來リシモノニシテ未ダ曾テ何  
人モコノ行政ニ付疑ヲ容レシモノアラズ。村ノ行政區域ハカク從來一定シ反別帳ハ國家ノ收入タル  
地租徵收上メ便宜上村ノ行政區域トハ直接關係ナクシテ作製サレタルモノニシテ村ノ行政區域ニ何  
等異動ヲ及ボスが如キ效力アルモノニ非ザルヲ以テ、本件土地方三根村ノ行政區域内ニ存在スルコ  
トハ明白ニシテ、從ツテ大賀鄉村ガ之ニ反別割ヲ賦課スル如キハ島嶼町村制ノ規定ニ背反スル違法  
ノ行爲ナリ。

以上ノ如ク訴願人ガ三根村内ニ所有スル土地ニ對シ大賀鄉村ニ於テ反別割ヲ賦課セルハ違法ニ付之  
ニ對スル訴願人ノ異議申立ヲ却下セル決定書モ亦理由ナキモノナルヲ以前記申立ノ如ク之ヲ取消  
ストノ御裁決相成候候

- 一、大賀鄉村稅反別割、徵稅令書寫 一通(外連記)
- 一、決定書寫 一通(外連記)
- 一、參謀本部地圖 一通(五萬分ノ一ノ寫)
- 一、代理委任狀 一通(訴願人連記)

大正十三年十二月 諸並日 不當ニ與ハセバ莫ニ其事並無事由不當也

八文島々司日向 貞殿

## (九) 知事閣下ニ八丈島越石地整理ニ關スル再陳情書

謹テ敬意ヲ表シテ具陳仕候弊村ト隣村大賀鄉村トノ間ニ於ケル越石地整理ノ件ニ就テハ幾キニ小職  
ヨリ陳情仕置候處客年末大賀鄉村長菊地恒吉氏ヨリモ同様陳情致候趣ニ云其内容ヲ傳承仕候得者或

ハ個人ノ土地所有權ト行政區劃ヲ混同シ或ハ本來ノ意義ニ於ケル越石地ト通俗ニ稱呼スル越石所  
有權トヲ混合シ故ラニ事端ヲ復雜多岐ニ導キテ眞相ヲ晦濛ナラシメ或ハ誤レル基礎ニ立脚シタル論  
旨ヲ支持スルニ虛構ノ事實ヲ羅織シ以テ他ヲ強ヒントス其心事寧ロ憐ムベシト雖モ之ヲ以テ閣下ノ  
明ヲ蔽ハントスルニ至ツテハ默シテ止ムベカラズ仍テ更ニ辯妄ノ爲メ陳情仕候幸ニ愚衷ヲ酌ンデ御  
清鑑ヲタマハリ度奉懇願候也

追テ御参考ノ爲、島嶼町村制施行當時ノ八丈島司阿坂多一郎氏ヨリ日向現島司ニ宛テラレタル越  
石地處理ニ關スル意見書並ニ不肖ニ與ヘラレタル書狀ノ寫ヲ添呈致候何卒併テ御閲覽ヲタマハリ  
度候

大正十四年一月十日

八丈島三根村長 持丸庫三郎

東京府知事宇佐美勝夫閣下

記

大正十三年十二月十六日付菊地大賀郷村長ノ陳情書及越石ノ意義解釋其他八項ヲ列記セル附屬書ハ  
論旨頗ブル復雜多岐ニ亘り竟イニ却ツテ自家撞着ニ陥イリタル箇處サヘアルヲ以テ今簡明ニ其中ヨ

リ同氏ガ主張セントスル要旨ヲ村度抽出シソレニ對シテ辯明スルヲ捷徑ナリト存ジ候

菊地村長主張ノ要旨

(一) 大賀郷領域ノ總面積ハ九百二十三町歩餘ナリ其内ノ若干町歩何百筆カハ三根村内ノ各所ニ點

在シ隨テ參謀本部實測地圖ノ大賀郷村界線ハ誤ナリ

(二) 此等三根村内ノ何百箇所ニ別レテ點在スル土地ハ皆ナ大賀郷村ノ一部分デ言ハヤ大賀郷村ノ

延長デアル故ニ全大賀郷村ハ大賀郷ノ本地ト此等他村ニ散在セル土地トノ合計デアツテ、ソレガ正

ニ九百廿三町歩餘デアル由テ此等ノ土地ニハ大賀郷ノ村政ヲ敷キ大賀郷ノ村稅ヲ課スペキモノデア

ル(菊地村長ハ斯カル誤解ヲ根據トシ出發點トシテ居ルガ故ニ同氏ノ論斷ガ悉ク誤リニ歸結スル譯

ニ候)

(三) 故ニ其等他村ニ在ル土地ハ大賀郷村ノ一部デアルカラ其等ノ土地ニ對シテハ當然大賀郷ノ  
村稅ヲ賦課シ得ル(四十一年府令第四十  
一號第二條ニ據リ)

(四) 今ヤ大賀郷ハ村政紊亂ノ餘ヲ受ケテ財政頗ブル窮乏シ小學教員ノ給料支拂ニモ差支テ居

ル

然ルニ前記三根村内ノ各所ニ散在スル土地ヲ所有セル三根村民ヨリ大賀郷村ニ納ムベキ村稅七ヶ年分ヲ滯納セル金高合計三千圓アリ故ニ今此滯納村稅ヲ徵收セネバ大賀郷ノ教育ハ全ク行詰リテ悲惨ノ境ニ沈淪スベシ

(五)然ルニ三根村ハ島嶼町村制第六十四條ト東京府廳ノ通牒ニ基タ八丈島廳ノ滯納處分差止メノ通牒トヲ補トシテ右ノ滯納村稅ヲ納メカラ強制徵收ヲ許サレタシト云フノ主意ナリ菊地村長主張ノ骨子ハ右ノ通ト存候其他冗々ノ文ハ右ノ主張ヲ支持援護センガ爲メニ牽強附會シタルモノニ過ギズト存候

#### 右ニ對シ小職辯明ノ要旨

要ハ三根村内何百ヶ所ニ散在スル越石地ハ大賀郷領土ノ延長ナリヤ否ヤト云フニ在リテ此一點ヲ解決スレバ他ハ自ラ解決スペシ

菊地村長カ之ヲ大賀郷村ノ領土ナリト主張スルハ往古ノ反別帳ニ前記ノ三根村内ニ散在スル地所ガ大賀郷村人ノ所有地トシテ記載セルヲ以テ唯一ノ根據トス兩村主張ノ理非曲直ノ分ル、所實ニ此反別帳ノ解釋如何ニ在リ

即チ反別帳ハ個人所有地ノ登記簿ナリヤ將夕村ノ領土メ登記簿(乃チ村ナル行政區劃ノ原簿)ナリヤ如何

由來反別帳ハ昔個人所有地ノ全部ヲ其人ノ居住村ノ反別帳ナルモノニ纏メテ登録シ以テ其人ノ納稅額算定ノ便ニ供シタル迄ノモノニシテ決シテ此等ノ土地ヲ村ノ領土トシテ登録シタルモノニ非ラザルコトハ從前ノ陳情書已ニ之ヲ辯明シ盡セリト信ズ

然ルニ菊地村長ハ此ノ反別帳ヲ以テ個人所有地ノ登記簿タルト同時ニ大賀郷領土ノ原簿ナリト主張スレ強辯モ亦是ニ至リテ極マレリ彼ハ此ノ邪ナル論旨ヲ貫徹センガ爲ニハ參謀本部ノ地圖所載ノ三根大賀郷兩村ノ村界線ハ有力ナル邪魔物ナルヲ以テ之ヲ否認センガ爲ニ曰ク

參謀本部圖ニ描ケル村界線ハ元來何等兩村民ノ立會ヲ得テ定メタルニモアラズ又何等據ルベキノ圖書モ無ク全部ノ測量班ガ任意ニ描キタル境界線ナルガ故ニ之ヲ以テ境界トナスベキモノニアラズト不肖ハ之ノ勇斷ヲ聞テ果然タラザルヲ得ズ同測量班ガ全然未知ノ境ニ入りテ、カゝル暴舉ヲナシ自ラ測量部ノ威信ヲ傷クルノ愚ヲナスモノナランヤ同測量班ハ實ニ兩村ノ故事ニ明カナル人々ヲ立會ハシメシノミナラズ立會人等ガ指定セシ境界線ノ由來及ビ古ヨリ傳來ノ圖面ノ信憑スベキモノナルヲ認メテ後始メテ之ヲ確定セルモノナリ右ノ村界ハ幕府代官ノ裁定ニ由リテ決シ爾來何百年間兩村民ガ尙等ノ異議ナク遵守シ且ツ境守ヲ置キテ此ノ界碑ヲ嚴ニ維持シ來リ居リ一點疑ヲ挾ムノ餘地無少候

併シ乍ラ他ノ一切ノ事ハ措置キテ一ノ町村ノ區域ハ陸地ニ在リテハ必ラズ一定セル境界線以内ニ一團トナレル區域タルコトヲ必須條件トナスハ自明ノ理ナリ否ラザレバ自村ノ内ニ他村ノ領土ガ混在シテハ自他共ニ村政ヲ完全ニ敷キ能ハザルナリ況シヤソレガ數百筆モ互ニ混在スルニ於テオヤモシ假リニ三根村内ニ在ル數百筆ノ地上ニ悉ク人家アリトセンカ菊地村長ノ説ニ從ヘバ其人々ハ皆ナ大賀鄉村民ナルベシ然ルトキハ三根村ハ土地人民共混合セル所謂ごもく飯様ノ奇觀ヲ呈スペク全然村政ヲ施スモ由ナキヤ明ラカナリ大賀鄉ニ於ケルモ亦然リ

此ノ如キハ常識アル者ハ誰ニモ明白過ギル程明白ナル事ナレバ菊地村長モ心ニ克ク知リ乍ラ種々ノ辭柄ヲ設ケテ其非ヲ貫カントスルノ心事ヲ憐レム

## (二)

菊地村長陳情ノ眼目ハ自村財政ノ窮乏緩和ノ爲ニ前記三千圓ヲ得ントスルニ在リ然レドモ大賀鄉ト三根トハ人口モ村有地モ略ボ相均シク其廣袤ハ菊地村長ガ自稱スル如ク三根ヨリ三百町歩モ多ク事實古來ヨリ確定セル村界即チ現參謀本部ノ實測圖ノ境ニヨリ一見シテモ大賀鄉村ハ大ニ廣シ此ノ廣キ村ヲ以テ近ク三十六年間ニ三根村ヨリモ約拾萬圓モ多クノ村稅ヲ徵收シ然カモ臨時支出(水道、學村有墓地、港灣、道路、避病院、寺)ハ僅々三根ノ五分ノ一ニ達セズ此ノ收支ヲ以テ猶ホ窮乏ヲ告グル院建立神社昇格、公共團體ノ補助等)

八畢竟村政紊亂ノ餘殃ナリ然カモ陽ニ名ヲ教育費ノ美名ニ藉リテ同情ヲ惹キ陰ニ自ラ招キタルノ禍ヲ他ニ轉嫁セントス不肖ハ寧ロ菊地村長ガ至誠ヲ披瀝シ來ラザルヲ悲シム

## (三)

以上ノ陳述ヲ以テ要點ノ辯妄ヲ了シタリト信ジ候以下其枝葉ノ諸點ニ就キ簡單ニ辯明仕度候

(い)不肖ガ就任以來大賀鄉ヨリ囑託シタル村稅ノ通知書ヲ配布セズ

之ハ明治四十一年府令第四一號村稅賦課徵收規程ニ於テ地租附加稅ハ地租ノ納稅者ニ反別割ハ土地

臺帳記名者ニ賦課ス即チ約言スレバ大賀鄉ノ村稅(土地ニ對スル)ハ大賀鄉村内ノ地所ニ賦課セヨトアリ猶島嶼町村制第六十四條ニハ自村民ガ村外ニ有スル土地財產ニ對シテ自村ノ村稅ヲ課スベカラズ即チ大賀鄉村外ノ地所ヘ大賀鄉ノ村稅ヲ賦課スベカラズトアリ不肖ハ此ノ兩規程ニ據リ三根村内ニ在ル地所ハ何村人ノ所有タルヲ問ハズ大賀鄉ノ村稅ヲ賦課スベキモノニアラズトノ見解ヲ以テ之ヲ拒絶シタルナリ古來ヨリ納付シタル村稅トアルモ此亦虛事ナリ八丈島創始以來土地ハ何レノ村ニ所在スルモ居住民ニ依リ地租村稅ヲ徵收シ來レリ明治廿五年以來土地所在ノ村ニ納ムルコト、ナレルノミ

(ろ)大正十三年十一月二十五日貴廳ノ意ヲ享ケテ八丈島司ガ右ノ滯納處分ヲ停止セシメラレタル

モ其理據ハ同一ナルト共ニ若シ此停止處分ナカリセバ大賀郷ノ村長ハ三根ニ來リテ差押強賣處分ス  
ナシタルナラン、カ、ル場合ニハ流血ノ慘事ヲ演ゼラレタラン然ルニ之ヲ未然ニ防ギシハ實ニ感謝  
ニ堪エザル次第ニ候

(は)越石稅三千圓云々ノ計算ハ大正十二年十月八丈島司立會ノ上三根、大賀郷村長間ニ越石敷理

ノ協定成リ其際双方ノ稅金計算セシニ

金參千圓

三根ヨリ大賀郷へ渡スペキ分

内

金壹千圓

大賀郷ヨリ三根ヘ可渡分

金七百圓

土地反別帳ニ記載アリテニ根ニ實地ノ無キモノ

殘壹千三百圓也

三根ヨリ大賀郷へ可渡分

四十一、但小職ガ此出金ノ協定ニ應ゼシハ村稅トシテニアラズシテ 和解金ノ意味ニ於テセルナリ  
右ハ大正六年ヨリ同十二年迄七ヶ年間ノ積算ニ付其一ヶ年分ハ僅々貳百圓以内ナリ壹ヶ年貳百圓ノ

有無ガ大賀郷ノ財政ヲ左右スルトノ言分ハ眞ニ爭ノ爲メ筆ヲナスモノナリ

況シヤ三根村住民タルノ故ヲ以テ 反別割ヲ徵收セザルハ不公平ノ賦課ニ陷ル云々三根村ハ村内住民

ニ對シテ戸數割ヲ賦課セリ其上他村ノ反別割ヲ(三根村ニ在ル)  
(土地ニ對シ)課セラル、トキハ三根村民ハ正ニ一  
重村籍ヲ有スルコト、ナリ 一層ノ奇觀ヲ呈スベシ是レ小職ガ大賀郷村長ノ徵稅令書ヲ受ケ入レサル  
所以ニ候

(に)寛文以後數回ニ檢地竿入レ有リ云々トアルモ 是亦絶對ニ斯大事實ナシ若シアレバ多少ナリト  
モ其圖書殘存スペキモ、カ、ルモノ全ク無シ管轄廳セ登記所、稅務署、村役場共、反別帳所載ノ土地  
ハ果シテ孰レナリセ全然知ラザルヲ常トス其然ル所以ハ古來住民ノ申立ノ儘ヲ村役人ガ反別帳ニ記  
載セシモノ故其反別ノ如キ實地ト帳簿ト全然符合セズ甚シキハ帳簿ニ在リテ實地ノ無キアリ實地ア  
リテ帳簿ニ登ラザルモノ等決シテ勘ナカラズ明治十五年東京府ヨリ竹内氏外一二ノ役人ノ出張檢地  
竿入ノ事アリシモ實際ハ不肖モ事ニ當リテ克ク當時ノ眞想ヲ知悉致居候ガ唯單ニ住民ノ申出ニ依リ  
テ村役場ヨリ拂下申請書ヲ作成提出セシノミニテ實地ノ竿入等ハ全然無之當時ノ申請ハ其後明治十  
九年高崎府知事ヨリ拂下許可ニナリシガ三根大賀郷共現在ノ村域ノ約半分ハ其當時ノ拂下地ナリ當  
時ニテサヘ反別ヲ記帳スルニ方リ村民ハ名々勝手ニ反別ヲ申出テ、元ノ反別帳ニ在ル反別ヨリ二割  
三割乃至五割引位ニシテ拂下ヲ申請シタル實情ナレバ 現今ノ反別帳ガ實地ニ符合セザル程度モ略々  
察知シ得ラルベタ併セテ實地調査ノ皆無ナリシコト分明ナルベシ

猶ホ八丈島ノ土地ニ就キ特記スペキ一事有之候ソレハ

第一ニ土地番號通稱地番ノ無キコト

第二ニ字(アザナ)ノ殆ンド無キニ均シキコト

ニ候尤モ村ノ帳簿ニハ字ナルモノアレドモ實際ニ稱呼スル字ハ全然帳簿ニ符合セズシテ甲字ノ内ニ乙字ノ有ル有リ或ハ丙字ト乙字トハ實地全ク轉換セル如キ有リ其上ニ地番無ク反別亦全ク實地ト相違セルヲ以テ帳簿ニ依リテ實地ヲ尋ヌルニ由ナキノミカ實地ヲ知ル者ハ唯獨リ其土地ノ持主アルノミニ候故サレバ檢地竿入又ハ實地調査杯ハ全ク之ヲ爲サントスルモ爲スニ由ナキ次第ニ候

(ほ)菊地村長ハ付屬書第四項ニ於テ越石散布ノ現狀ト題シ大賀郷村内ノ地所ニシテ村外者ノ所有ニ係ルモノ、筆數壹千百〇四筆ヲ掲ゲ以テ八丈島古來ノ越石地ト同一性質ノモノト斷定シ去ラント

試ミタルハ極メテ拙ナル校計ニシテ是ガ爲ニ却ツテ自家最初ノ主張ヲ打消スノ大ナル矛盾ニ陥リタ

ルモノナリ此ノ如キハ今日日本全國何ノ村ニモ盡ク存在スル事實ナリ此ノ如キ分明ナル僞辯ヲ閣下

ニ向ツテ陳述スルニ至ルハ果シテ其何ノ心ナルヲ推スルニ苦ミ候

越石地トハ古ヘ土地ニ課スル租稅ヲ其持主ノ居住村デ取立テル爲メ三根村内ニ在ル大賀郷人ノ持地

ヲ大賀郷ノ反別帳ニ記載シ大賀郷ニ在ル三根人ノ持地ヲ三根ノ反別帳ニ記載シタル迄ニテ意義極メ

テ簡單明瞭ナリ古來租稅ヲ持主ノ居住村デ徵收セル慣行ヲ罷メ明治廿五年以來ハ土地所在村デ徵稅スルコトニ改メラレシ故其時ニ反別帳ヲ整理シ置ケバ今日何ノ煩モ莫カリシモノナリ  
更ニ反覆スレバ反別帳ハ右ノ如ク個人ノ持地登記簿ナルモノヲ菊地君ハ強イテ村ノ領土ノ登記簿ナリト附會シテ此ノ如キ推論ヲ試ミ遂ニ不知不識大ナル矛盾ニ陥リタルナリ

大正十三年十二月廿七日

拜啓

持丸庫三郎殿

阿坂多一郎

昨日御來訪被下候際ハ取込中失禮仕候其節御約束申上置候日向島司ヘ参考ニ供セシ越石問題ニ對スル小生ノ意見別紙草案御送付申上候間御一覽被下度候  
越石地ノ存在ハ島嶼町村制ノ實施ニ依リ消滅セシモノナレバ單ニ徵稅上ノ手續ニ係ル各村反別帳ノ訂正ニ止リ今日何等問題トスルノ餘地ナキモノト存候  
不取敢右要用迄如此ニ御座候 敬具

大正十三年十二月廿五日

阿坂多一郎

不識事日向貞殿

拜啓

年内モ急切追公私何彼ト御繁忙ノ程奉拜察候擬先月廿日付御書面拜誦越石問題ニ關シ心付ノ點有之候ハ、細大トナク可申進御來旨ノ趣意承仕候多少愚見モ有之候ヘ共其後兩度關西地方出張旁乍存延引仕候最早年内餘日モ無之候心付ノマ、少々可申進候小生ノ信ジ居候處ヲ其ママ御参考ニ供シ候次第ニ付不惡御承知被下度候

一、越石問題ノ解決ニハ境界問題ニ關係ナシ越石地トハ元甲村ノ住民ニシテ乙村ニ於ケル所有地ヲ指シタルモノナレバ既ニ甲村ト云ヒ乙村ト稱スルカラニハ村界ハ判明スルモノト認メ得ベシ（若シ村界不明ナリトセバ越石ノ稱呼ハナキ筈ナリ）故ニ越石問題ノ解決ニ際シ他ニ必要ナキ限りハ村界問題ニ觸レザルヲ便ナリトス

二、越石地ノ稱呼并ニ制度ハ島嶼町村制ノ實施ニ依リ當然消滅スペキモノナリ、島嶼町村制人實施ニ依リ町村ノ區域内ニ於ケル土地ニ對シ課稅スルニ當リ其所有主ノ居住ト否トヲ問フノ必要ナケレバ越石ノ制度ハ當然消滅セルモノニシテ唯其際手續ヲ爲サマリシハ別問題ニ

シテ越石地ノ存滅ニ關係ナキモノトス

一、大賀郷村備付ノ反別帳ニ依リ三根村内ニ於ケル土地ニ村稅ヲ賦課セルハ亂暴ナリ、反別帳ニ依リ賦課ノ率ヲ定ムルハ失當ニアラザルモ町村制實施後越石地ナルモノノ存在ヲ認メガルヲ以テ行政區域以外ノ他村ニ所有セシ越石地ノ反別ハ當然反別帳ヨリ削除スペキモノナリ是ハ大賀郷村ニ日假令反別帳ニ現存スルモ單ニ手續上ノ不備ニ歸シ實質上毫モ價値大キモノナレバ今於テ町村制ノ精神ヲ没却シ根本ヲ誤レルモノニシテ言語道断ノ處置ト云フベキナリ

御書面ノ趣ニテハ越石問題ノ解決ニ際シ境界問題ヲ頗ル重要視セラレ候様拜察仕候ヘ共越石問題解決ニ際シテモ村界ハ從來ノ行政區域ヲ其ママニ信認シ（假令地圖ナキモ）村界不明杯ト此際平地ニ風波ヲ起スノ必要ナキモノト存候萬々一村界問題ニ關シ故障ノ生ズルアラバ町村制ノ明文ニ照シ島司コト有之候夫ハ他ニアラズ島嶼町村制ノ草按ヲ議スルニ際シ小生等屢々其議ニ參畫セル處ニシテ其際町村ノ境界ヲ定ムルハ知事ノ權限ト爲スベシトノ說モアリシガ事實知事ノ観察調査モ不可能ナレバ寧ロ島司ノ權限トスペタ小生等モ大ニ主張セシ處ニテ幸ニ島司ノ權限ニ屬スルコト、ナリシモノナレバ必要ノ場合ニ當然ノ權力ヲ行使セバ可ナル譯ナレバ自ラ進ンデ村界問題ニ觸レラレ候事ハ得

策ナラザルベク存候  
要之島嶼町村制實施ノ際之ヲ處分セバ今日御迷惑ヲ懸ル迄モナク一擧手一投足ノ勞ニモ足ラザリシ事ナレドモ（實施ノ際トハ幾日内トノ制限モナク且又實施ノ際ニ處分シ得ベキモノハ特別ノ明文ナキ限りハ實施後ニ於テ處分スルモ容易ナレバ）過日申進候通道路其他ノ重要問題ノ爲メ緩急ヲ計リ事業上此少ニテモ障害ナカラシムベク考慮ノ餘リ然カモ後日何時ニテモ容易ニ解決處分シ得ベシトノ確信アレバ殊更越石問題ニ手ヲ觸レザリシハ一部分ノ原因ニハ數ヘ得ベキモ其首因ハ明治四十年春上京ノ際阿部知事ト衝突ノ序幕ヲ開キ（明治四十年ノ大博覽會ニ八丈島出品ノ種牛ニ二頭最高ノ賞與ヲ得畜牛熱頗ル熾盛トナリ内地ノ種牛ニテハ物足ラズ小生ヲシテ渡米ノ上最優秀ノ種牛ヲ購入スペク島寄合會ノ建議決議ヲ見ルニ至リ阿部知事ハ小生ノ議員ヲ煽動シテ其決議ヲ爲サシメシモノト誤解シ猛烈ニ反対シ相互ノ間大分險惡トナリシガ）其秋季上京ノ際ハ町村制實施後ニ於ケル明治四十二年度ニ於ケル道路開修工事ニ不相變夫役ヲ以テセントノ申請ニ對シ知事ハ極力之ニ反対シ夫役トハ人間ノ稅ニシテ野蠻ノ遺風ナリ町村制實施後ハ絕對ニ不可ナリトノ主張ニテ容易ニ承認ヲ得ズ小生ハ假令人間ノ稅ナリトモ又野蠻ノ遺風ナリトモ内地ノ町村制スラ明ニ之ヲ認メ居レリ殊ニ數年來引續キ圓滑ニ夫役ノ妙用ニ依リ着々工事ヲ進捗シツ、アリ八丈島ニ於ル事業ノ隨一ハ何ヲ措テ

モ道路ノ開修ヲ首要トスペク然カモ島ノ實狀トシテ拾錢ノ賦課ヲ否ムモ壹圓ノ夫役ニハ容易ニ應ズルノ例ナレバ夫役制度ハ寧ロ行政ノ妙機ナリト迄極論シ十月初上京以來十一月初迄數ヲ重ネシ陳情モ終ニ其功ナク結局知事ハ自分ノ在職中ハ經對ニ夫役ヲ承認セズトノ斷案ヲ下セリ茲ニ於テ小生ハ知事ニ對シ小生八丈へ赴任以來六年間六回ノ島會ニ臨ミシガ島司提出ノ原案ニ對シ終始壹錢壹厘ノ增減ナク圓滿ナル議決ヲ見ルニ至リシ事ナレバ小生ハ全ク知已ノ感ニ堪ズ總テ自己ノ前途ヲ擲チ一意島利民福ヲ計ル上ニ於テ島民一同ノ信賴ヲ博セシコトナレバ此際不幸ニシテ夫役問題ノ拒絶ニ遭遇スルコトハ島民ヲシテ小生ノ信用ヲ疑ヘシムルコト、モナレバ結局承認ヲ得ズトセバ小生ニ於テモ自決ノ止ムヲ得ザル事トモナレバ枉ゲテ再考ヲ仰度旨懇請セシモ終ニ容レラレズ不得止十二月ノヲ繰返スペク決心シタリシニ復便出京ヲ俟タズ休職ノ電命ニ接シ萬事休焉トナリシ次第ナレバ實ハ認メザル事トナリタレバ島司ハ各村長ニ反別帳ノ訂正ヲ命ズベク是レ島司當然ノ職權ナリトノ信條ヲ以テ敢テ面倒ナル問題トモ思ハズ從テ又厄介トモ思ハズ何時ニテモ爲シ得ベキモノト信ジ居候處ナレバ殊更處分ヲ避ケシ譯ニアラズ町村制實施ノ年ノ十月ヨリ十一月迄ハ在京前陳ノ夫役問題其他

ニ没頭シ歸任間モナク一月初休職トナリシ始末ニテ云ハマ越石地處分ノ時機ヲ與ヘズシテ休職ヲ命ゼラレシト云フ事寧ロ實際ナルベク存候小生ハ赴任以來主義トシテ創造ノ意見ヲ以テ島政ニ臨マズ則チ積年ノ宿題ヲ解決シ實行スペキヲ目的ト爲シタレバ小生ノ爲サントシ又爲シタルモノハ道路開修ノ如キ畜産改良ノ如キ其他アラユル問題一トシテ先人ノ目頭ニ上ボラザリシモノナク越石地問題ノ如キ無論後任者ニ煩ヲ遣ス杯トハ思ヒモ依ラヌ處ナレドモ如何セン休職ノ時期ヲ早メシ爲メ實ハ其手續ヲ爲ス間暇モナカリシモノニ御坐候（大島ニテハ町村制實施ノ際解決セシトノコトナレドモ十月一日ニ手續ヲアスペキコトハ思ヒモ依ラヌ事ナレバ或ハ翌四十二年ノ事ニテハナキカト存候非カ）露骨ニ申陳レバ貴兄ハ本問題ヲ餘リニ重要視セラレルモ小生ノ考ニシテ容易視スルモ要ハ只此點ニ就テ御再考ヲ煩ハシ度貴兄ノ御考ニシテ重要視セラレルモ小生ノ考ニシテ容易視スルモ要ハ只此點ノ解釋如何ニ歸スペキモノニ外ナラスト存候アラユル慣行モ因襲モ町村制ノ實施ニ依リ打破解決セシモノナレバ越石問題ノ如キ當然實施ノ際ヲ以テ打切解決セシモノト小生ハ深ク相信ジ居候處ニ御坐候既ニ御詮問ニ對シ大賀郷ヲ除クノ外各村答申ノ趣ナレバ其意見ノ如何ハ單ニ参考トセラレルニ止メチ可ナルモナレバ今ハ只斷一字ヲ以テ御解決可然ト存候

本問題ハ府懸ニ於テモ多少研究ハ達ガラレシ事ト存候ニ付貴兄ニ於テ斷案ヲ具シテ知事ノ承認ヲ乞ハレ候ハヤ御心配程ノ事モ有之間敷ト小生ハ相信ジ居候間此際切ニ御断行ノ程熱望仕候町村制實施後幾年ヲ經過スルモ實施ノ際處分シ得ベキモノハ前陳ノ通特別ノ明文ナキ限リハ實施後何時ニテモ處分シ得ベキモノナレバ小池氏ノ如キ大島ニテ斷行セシヲ何故八丈ニテ断行セザリシハ小生ノ疑問トスル處ニ御坐候

渝越石地ニ屬セシ村稅ヲ他村ニ依頼シテ徵收セントスルガ如キ不當ノ事實ヲ不問ニ附セラレ候ノミナラズ不得止ト認メラシ候如キハ小生ノ最モ遺憾トスル所ニシテ又不可解トナス處ニ御坐候要ハ根本問題ノ解決ヲ誤リ町村制ノ實施ニ依リ越石地ノ消滅ヲ認メズ依然現存セルモノト信ゼラレ候事ニ外ナラザルベク相信ジ候

非難攻撃メキシ書面ヲ呈シ恐縮ニ堪ヘズ候へ其御申入ニ依リ思フ處ヲ其マ、申進候次第ナレバ不思御諒察被下度願上候、敬具

追啓

歲末多忙中亂筆御免且不明ノ處ハ足シテ御判讀被下度奉願候

## (一〇) 越石ニ就キ大賀郷村長ニ對スル回答ノ件

拜復陳者貴下今般大賀郷村長トシテ村ノ爲島ノ爲御盡力被下候慶賀ノ至リニ堪ヘズ候  
扱テ御申越ノ越石地ノ件ハ永イ間ノ問題ニシテ今ヲ去ル三十有餘年前即チ明治二十五年舊慣ヲ改メ  
テ反別帳ニ依ツテ村稅ヲ徵收スルコト、ナリシ當時ニソノ端ヲ發スルモノニシテ爾來數代ノ村長ト  
理ヲ盡シ之ガ解決ニ交渉ヲ重ネ來タリシモノニ有之、今更貴殿村長トナラレタトテ何等ノ理由ナク  
從來ノ交渉ヲ變更出來サルコトハ賢明ナル貴下ノ十分御了察被下コト、存ジ候

貴書ニ依レバ飛地云々ト有之候へ共貴下ハ土地ノ所有權ト行政區畫ノ問題トヲ混同セラレ居ルニハ  
候ハズヤ既ニ御了承ノ事ト存ジ候ヘ其越石地ナルモノハ昔時國稅タル地租徵收上ノ便宜ノ爲、甲村  
居住者ガ乙村ニ土地ヲ所有スル場合コノ土地ヲ居住地甲村ノ反別帳ニ記入シ甲村ニ於テ國稅ヲ徵收  
シタルニ初マルモノナリ。即チ越石地ハ反別帳ニ於ケル個人ノ土地所有權ノ問題ニシテ村ノ行政區  
畫トハ何等關係ナキモノニ有之候、村ノ境界ハ數百年來一定シ各村之ニ依ツテ行政シ來リタルモノ  
ニシテ、未曾テ反別帳ニ依ツテ行政セルノ例ナシ。故ニ當三根村内ニ於ケル土地ハ總テ當村ノ行政  
區畫ニシテ之ニ對シテ貴村ニ於テ村稅ヲ賦課スルガ如キコトハ道理上現島嶼町村制ノ明文上斷ジテ

許サレザル所ニ御座候

尙此點ニ關スル詳細ハ別冊三根村報第七號卷末ニ記載セル所ヲ御参照有之度候要スルニ本件ハ明治  
四十一年度町村制施行ノ際大島ノ如ク反別ノ訂正ヲ爲スベカリシヲ貴村ノ爲ニ之ヲ延期シ小池島司  
ノ當時各村長ト共ニ交換スル事ニ決定セシヲ貴村ノ或人ノ異議ニ依リ中止シ、今回日向島司ノ御盡  
力ニ依リ各村々會之ヲ承認セルニ貴村ノミ調査ト稱シテ之ニ同意セズ又々延期セル問題ニ有之候賢  
明ナル貴下ニ於テハ行政區畫ニ依リ整理スル様圓滿ナル御解決ヲ願上候 敬具

大正十三年十月二十日

三根村長 持丸庫三郎

大賀郷村長菊池恒吉殿

## (一一) 八丈島越石地整理問題 (數年前ノ記事)

此ノ越石地ト稱スル土地ノ整理ハ去明治二十五年菊池初藏氏地役人當時ヨリノ問題ニシテ其ノ當時  
迄ハ其ノ土地ニ關スル村稅ハ其ノ土地ガ何レノ村内ニ在ルヲ問ハズ所有者ノ住居スル村ニ納メ來リ

タルモノナリ、然ルニ明治二十五年中始メテ之レニ反シテ土地ニ關スル反別割村稅ハ反別帳ニ依リ、テ之レヲ徵收スル事ニ變更セル爾來紛議ヲ重ネツ、今日ニ至レリ、蓋シ此際此ノ越石地ナルモノヲ、整理シ而シテ納稅先ヲ改メナバ斯ル問題ヲ生ゼザルベキニ、之レガ根本タル越石地ナルモノヲ、シテ納稅ノミ何百年來ノ慣行ヲ改メシ故毎年大賀郷村ト三根村トノ間ハ紛擾ヲ生ジ約三十年ニ亘リ、納稅上ノ不整理ヲ重ネツ、經過セリ故ニ昨年三根村ハ協議ノ上各區長四名ヲ委員トシテ村長ト共ニ池内島司ニ其ノ整理方ヲ要望セリ其ノ當時池内島司ヨリノ命ニ依リ島司始メ東京府及ビ稅務署長ヘ具申シタリ其ノ要領左ノ如シ

## (一一) 越石地ト稱スル土地ノ整理ニ關スル 上申書

近時交通ノ便開ケシヨリ島村ニ於ケル經濟的乃至文化的ノ開發著シク漸ク舊來ノ面目ヲ一新セムトスルノ情勢ニアルハ邦家ノ爲メ將又島村自體ノ爲沟ニ慶賀ニ堪ヘザル次第ニ有之候處然カモ之ヲ内地ニ於ケル一般町村ニ比スレバ尙相當逕庭アルヲ免レズ其基ク所固ヨリ二三ニ止マラザルベシト雖モ土地制度依然幕政時代ノ舊態ヲ脱セズ取引ノ圓滑ト行政ノ整理ニ一大支障ヲ與フルガ如キハ其最

モ主タルモノト被存候抑モ本邦ニ於ケル土地ノ整理ハ明治ノ初年一般的ニ施行セラレタル所ナルモ獨リ島村ニ於テハ全ク其ノ境外ニ置カレ未曾テ土地ノ調査又ハ丈量ノ行ハレタルコトナク從テ土地反別地盤等明確ヲ缺クモノ多ク加之所謂越石地ナル慣例アリテ土地制度ノ不備ヲ一層深化セルモノアリ案ズルニ越石稅ナル慣行ハ舊幕時代地租品タル黃袖原料取立上ノ便宜ヨリシテ土地ハ總テ其ノ所在如何ヲ問ハズ所有者即チ納稅義務者ノ居村ニ於ケル反別帳ニ登記シタルコトニ基因スルモノシテ即チ自村内所在地ナルニ拘ハラズ所有者他村ニ居住スル爲他村ノ反別帳ニ記入サレ他村ニ於テ租稅ヲ取立ツル土地ヲ越石地ト稱スルモノナリ

島嶼町村制施行以前ハ多少大島ニモ越石地ヲ有シ候モ監督官タル小池島司ノ盡力ニ依リ大島ノ越石今日尙無慮數百筆ノ越石地ヲ現在セリ惟フニ越石地ナル慣行ハ島嶼町村制ノ規定ニ違反シ物件稅タール地租並反別割ノ根本性質ニ戾リ而シテ更ニ一般取引ノ圓滑ナル進行ヲ阻害シ且ツ村行政並財政ノ整理刷新ニ支障ヲ來スコト勘カラザルモノニ有之今ニ於テ斷然之レガ整理改善ノ方法ヲ講ズルニ非ズバ或ハ恐ル積弊深ク根サレ遂ニ拔クベカラザルニ至ラムコトヲ故ニ此際速ニ越石地ヲ整理相成候様適法ノ處置ヲ講ゼラレ度別紙理由書相添此段申請候也

大正拾貳年

十一月一日

日

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

月

新

在スル村ニ於テ地租ヲ賦課徵收スルモノトスレバ亦カ、ル仕組ニ依ラザルヲ得ザリシナルベシト雖モ地租ニ對スル附加稅ヲ賦課セズ且ツ公私ノ生活萬事ニ簡粗ヲ尊ビシ島村ノ往時ニ於テハ寧ロ簡單明瞭ニ納付義務者ノ居村ニ於テ賦課徵收スルトスレバ勢ヒ反別帳ノ記載モ之ニ從ヒテ所有者ノ居村ニ於テ記入スルコト、ナサマルベカラズコレニ依テ越石地ナル慣行ヲ生ズルニ至リシ所以ニシテ即チ越石地ノ濫觴ハ地租徵收上ノ便宜ノ爲土地ハソノ所有者ノ居住スル村役場ノ反別帳ニ登錄セシメタルニ其ノ端ヲ發スルモノナリ

然ルニ時代ノ進ムニ從テ島村ニ於テモ漸次財政ノ多端ナルヲ致シ遂ニ各村ニ於テハ明治十年頃ヨリ土地ニ對スル村稅ヲ賦課スルニ至リタリ而シテコノ賦課徵收ニ當ツテハ公簿タル反別帳ニ依ルヲ以テ勢ヒ國稅タル地租同様土地所有者即チ納稅義務者ヲ中心トシテソノ居住スル村ニ於テ賦課徵收シタリ而シテ越石地ニ非ザル土地ニ對スル租稅徵收ニ就テモ亦越石地ニ準シ所有者居村ノ役場ニ納ムルヲ慣行トセリ然ルニ越石地制ハ國稅ニ於テハ實際上ノ不都合起ラザリシト雖モ村稅ニ至ツテハ之ト異ナリ其村收入ニ甚ダシキ影響ヲ來スヲ免レズ即チ土地ニ對スル村稅ノ賦課ハ猶テ越石地ナル慣行維持ニ障害ヲ與フルニ至レリ

明治二十四年頃末吉中ノ郷兩村ニ於テハ村内土地ノ大部分他村人有トナリ村財政上甚ダシキ困難ヲ

感ズルニ至リタルヲ以テ兩村ニ於テハ協議ノ上明治二十五年ヨリ總テ土地ニ對スル課稅ハ土地ノ所在村ニ於テ之ヲ爲スコト、セリ故ニ其後ハ前ト正反對トナリタル譯ナリ當三根村ト大賀郷村トハ双方互ニ數百筆ノ錯綜セル越石地ヲ有シ產業上村行政及財政上支障勘カラザルヲ以テ不合理極マル越石地ノ整理方ヲ其當時ヨリ歴代ノ地役人並島司ニ上申スル所アリタリ之レニ依テ小池島司ノ如キハ前任地大島々司時代ニ成功セシ經驗ニ徴シ之レガ整理ニ着手シ五ヶ村ト協定ヲ重ネラシモ大賀郷村ヨリ故障出デ解決延引セル内遺憾ナガラ退職セラル、コト、ナリ爾來未ダ何等ノ解決ヲ見ズ以テ今日ニ至レリ

#### 第二、越石地割ヲ違法不當トスル理由

(イ) 島村ノ行政ハ近年ニ至ル迄主トシテ古來ノ慣習ニ依リ處理シ來リタルガ明治四十一年二月一日ノ島嶼町村制施行ニ因ツテ其ノ行政組織ハ確立シ純乎タル法治主義トナリ村稅ノ賦課徵收ノ如キモ亦法規ノ明定スル所ニ準據スルヲ要スルコト、ナレリ島嶼町村制ノ規定ニ依レバ町村内ニ土地ヲ所有スルモノハソノ何レニ居住スルヲ問ハズ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フモ(第六十三條)町村外ニ於テ所有スル土地ニ對シテハ假令所有者ガ其ノ村内ニ居住スルモノ之ニ對シテ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ(第六十四條)而シテ土地ニ對スル村稅ヘ府合ヲ以テ反別割ヲ指定セ

ラレタリ故ニ各村ニ於テハ自己ノ村内ニ所在スル土地ニ對シテハソノ所有者が何レニ居住スルヲ問ハズ之ニ對シ反別割ヲ賦課スルヲ得レドモ自村外ニ於ケル土地ニ對シテハ假令所有者が自村ニ居住スル者之ニ對シテ反別割ヲ賦課スルコトヲ得ザルモノトス故ニ所謂越石地ナル慣行ハ島嶼町村制ノ規定ニ違反スル違法ノ處置ナリト言ハザルベカラズ況ニヤ物件税タル地租及反別割ハヨノ土地ノ所在行政區域ニ於テ賦課徵收スペキコトハ理論上ヨリスルモ當然ニシテ毫モ疑ヲ容レザル所ナリ

唯茲ニ問題トオルハ越石地トハ村ノ飛地即チ區域ノ延長ニ非ザルヤノ點ナリ而シテカク解スルコトニ依テノミ越石地制ヲ適法視スルコトヲ得ベキナリ然レドモ此ノ説ノ維持スペカラザルコトハ或ル村ノ土地が全部越石地トナリタリトスルトキハ其ノ村ハ自然消滅スルノ奇觀ヲ呈スルニ依リテモ明カナルベシ

案ズルニ島村ノ境界ト雖モ古來ヨリ確定シ居リタルモノニシテ各村ニハ境守ナル役人アリテ嚴重村境界ヲ守護シ敢テ侵サレザランコトヲ努メタリ三根村及大賀郷村ノ境界ニ就キテモ弘化年間迄ハ屢々境界を論争アリシコト舊記ニ依リ明カカルモ其ノ後確定シテ亦敢テ之ヲ疑フモノアラザルナリ

(ロ) 島村土地制度ノ混亂ハ取引上多大ノ支障ヲ來スヲ免レザルヲ以テ島村ノ土地丈量ハ刻下ノ急務トシテ島民ノ均シタ要望スル所政府ニ於テモ冀ニ其ノ必要ヲ痛感セラレ居ルモノ、如キモ之レガ實行ニツキテハ數十萬ノ巨費ヲ要シ國費多端ノ折衝今日直ニメメ實施ヲ見ムコトハ到底期スベカラズ故ニ差當ノ應急的措置トシテハ各村夫々自村ノ土地ヲ實測スルニアリ然レドモ自村内ニ自村公簿ニ登錄ナキ越石地ノ如キモノガ多數散在スルニ於テハコレステ到底實行不可能タルヲ免レズ

(ハ) 反別割ハ元來地益ニ比例シテ賦課スルモノニシテ地租附加稅ヲ以テシテハ負擔ノ權衡ヲ保持シ能ハザル地ニ施行せル、ア原則トス島村ノ土地ニ對スル村稅トニテ地租附加稅ニ依ラズ反別割ヲ賦課スルコトヲ府合ヲ以テ定メラレタルハ亦コノ趣旨ニ出デタルモノト思料ス今島村ノ實況ヲ見ルニ反別帳ニ一町歩ト記載シアル土地ニシテ資質價格一圓位ノモノアリ甚ダシキニ至ツテハ無償ヲ以テシテモ尙譲受ヲ欲スル者ナキ土地モ勢力ラズゴノ如ク土地ノ收益ニ多大ノ懸隔アルヲ以テ單ニ反別帳ニ依リ土地ノ才積ノミヌ標準トシ反別割ヲ賦課スルトキハ甚ダシク負擔ノ權衡ヲ失シ反別割ヲ設ケタルノ趣旨ニ全々違背スルコトハナル故ニコノ反別割ノ負擔ノ公平ヲ期セムトスレバ土地所在村ニ於テ賦課スルコトニ改メザルベカラズ、蓋シ自村内ニ於ケル土

地ノ状況ハ大體判明シ居レルヲ似テ地益ニ比例シテ税額ヲ決定スルコト敢テ困難ニ非ザルベキヲ以テナリ反之越石地制ニ從ヘバ他内村ノ土地ニ反別割ヲ賦課スルモノナルヲ以テ土地ノ實際反別所在収益ノ状況等多クハ不明ニシテ只ダ單ニ反別帳記載ノ土地反別ノミヲ基礎トシテ課稅スルコト、ナリ地益ヲ標準トシテ賦課スペキ反別割設定ノ趣旨ニ反シ負擔ノ公平ヲ失セザルヲ得ザルナリ之ヲ實際ニ徵スルニ一町歩一圓位ノ土地ニ對シテ其ノ十倍ニ相當スル十圓ノ反別割ヲ賦課シ居ルガ如キモノアリ、  
 (ニ)自己ノ村内ノ土地ヲ自村ノ公簿ニ登録セズ且ツ之ニ村稅ヲ負擔セシメ得ザルガ如キコトハ行政區域タリ、獨立ノ地方團體タルノ本質ニ反ス統一的團體タル村ノ性質ヨリスレバ區域内ノ百般ノ事項ヲ統一シテ治メ行ク所ニソノ使命ヲ有スルモノト信ズ越石地タルノ故ヲ以テ其ノ村ノ行政ヲ停止シ得ルモノニ非ズ例ヘバ越石地上ニ傳染病患者ノ發生シタルモノアリトセヨ、或ハ耕地ニ害蟲ノ生ジタルモノアリトセヨ越石地タルノ故ヲ以テ之ガ豫防ヲ講ゼズ之ガ驅除ヲ施サムルヲ得ザルベシ故ニ越石地ナル慣行ハ斷然之ヲ整理シ總テノ土地ハソノ所在村ノ反別帳ニ登録シ之ニ負擔ヲ任ゼシムルニ非ザレバ到底完全ナル統一的行政ヲ遂行シ得ザルナク之ニ負擔ヲ任ゼシムルニ非ザレバ到底完全ナル統一的行政ヲ遂行シ得ザルナリ

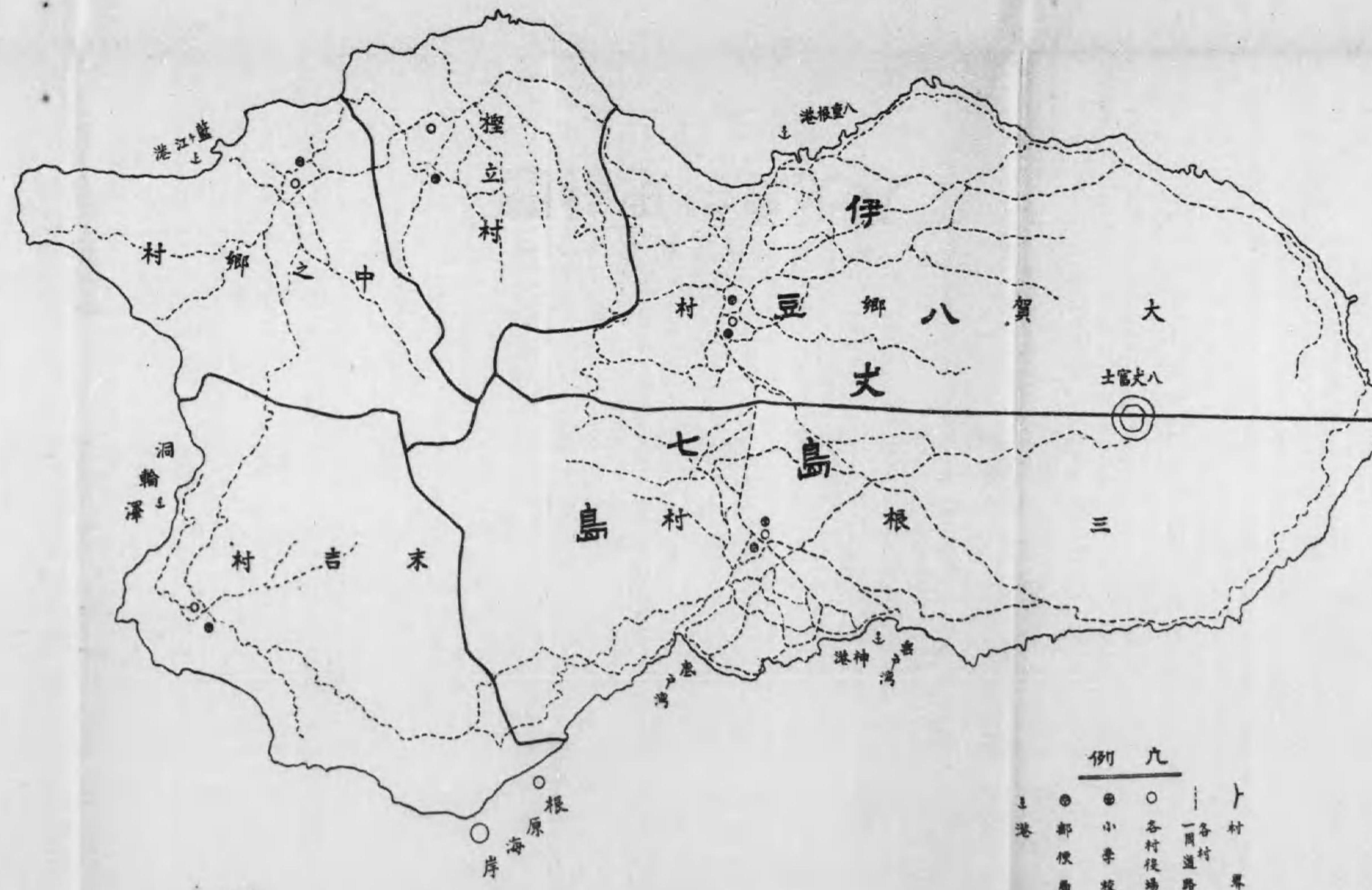
### 第三 監督官廳ノ措置ヲ請フノ所以

以上詳述セル如ク越石地ナル土地制度ハ此際斷然整理ヲ講ゼザルベカラズ唯夫レ其ノ整理タルヤ事他村ニ涉ルヲ以テ監督官廳ノ措置ニ俟ツモノ多シ即チ(イ)越石地ハ村區域ノ延長ニ非ズヤヲ疑フモノナキニ非ザルヲ以テ島嶼町村制第三條第三項ニ依リ之ヲ明確ニ宣示シ亦取テ疑フモノナカラシムルノ必要アリ(ロ)各村ノ代表者ヲ招集シ十分ナル協議ヲ遂ゲ反別帳ノ整理方法ヲ講ジ、地租並反別割賦課方法ヲ改メザルベカラズ而シテ萬一是等ノ協議ニ於テ監督官廳ノ方針ニ應ゼザル村アラバ島嶼町村制ノ規定ニ依リ監督官廳ノ命令ヲ以テ斷然處分スルニ非ザレバ島村土地整理ハ百年河清ヲ俟ツノ類ノミコレ本件ニ付事情ヲ詳具シ再度監督官廳ニ上申スルニ至レル所以ナリ  
 佐々木富次氏大賀郷村長トナルヤ公文ヲ以テ三根村ニ對シテ越石地ニ對スル村稅ヲ請求スルト共ニ各所有者ニ對シテモ法規ニ基ク嚴重ニ手續ヲ要求セリ又東京府ニ對シテ之レヲ具申スル等ノ事アリシガ其後上京シテ當局ニ親シク交渉シ種々御研究ヲ遂ゲ其ノ結果遂ニ行政區劃ニ依リテ反別ヲ訂正スルヲ至當トスルノ意見ヲ持スルニ至レリ之レ余輩年來ノ主張ニシテ解決ノ方法之レヲオキテ他ニ良策ナキナリ、現日向島司斡旋ノ下ニ各方面ト協議ノ結果行政區域ニ依リ反別ノ訂正ヲ爲スヲ是認シ之レガ實行ヲ見ントスルニ際シ全島五ヶ村ノ内四ヶ村ハ之レヲ贊成可決シタルニ拘ラズ大賀郷一

ケ村ノ村會方之レヲ延期シタル爲メ遂ニ全部ノ解決ヲ延期スルノ已ムヲ得ザルニ至レリ、吾人ハ大賀郷村ノ贊成ヲ得テ一日モ早ク反別交換ノ實施ヲ希望シテ已マザルモノナリ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

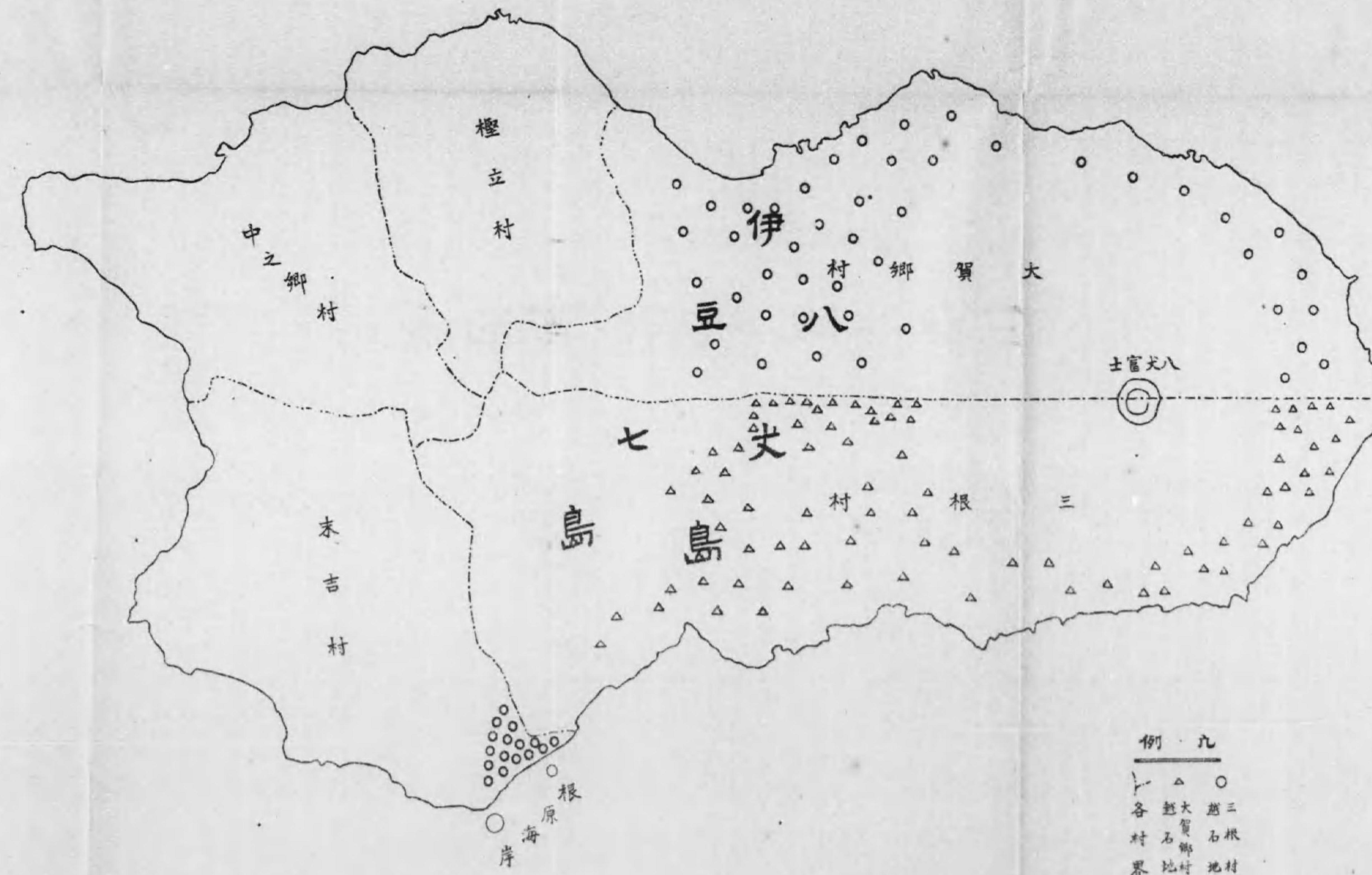
一、分五測實部本謀參  
圖指界村島丈八



# 圖明說ノ地石越對村根三

ス有ヲ筆百數方双 テシニ様有 ズラニ測實  
一ノ分万五測實本謀參

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10m



例・九  
△ ○  
各村界 越大賀郷  
○ △  
根石村 越大賀郷

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

弘化丙午御支配江川太郎左衛門様御渡瀬依令

本圖八原圖(縦四尋横三尺八寸、モ二枚ヨリ)、繪寫ニテ已陳情書

記述セル弘化年間三年春、漆山大賀郷村對三根村、村界爭議隣シ

御支配江川太郎左衛門殿、裁定ニテ三根村、立派勝子往古ヨリ、

村界、依然シテ変更セラズ又決定セリ(當時三根村、整理主張

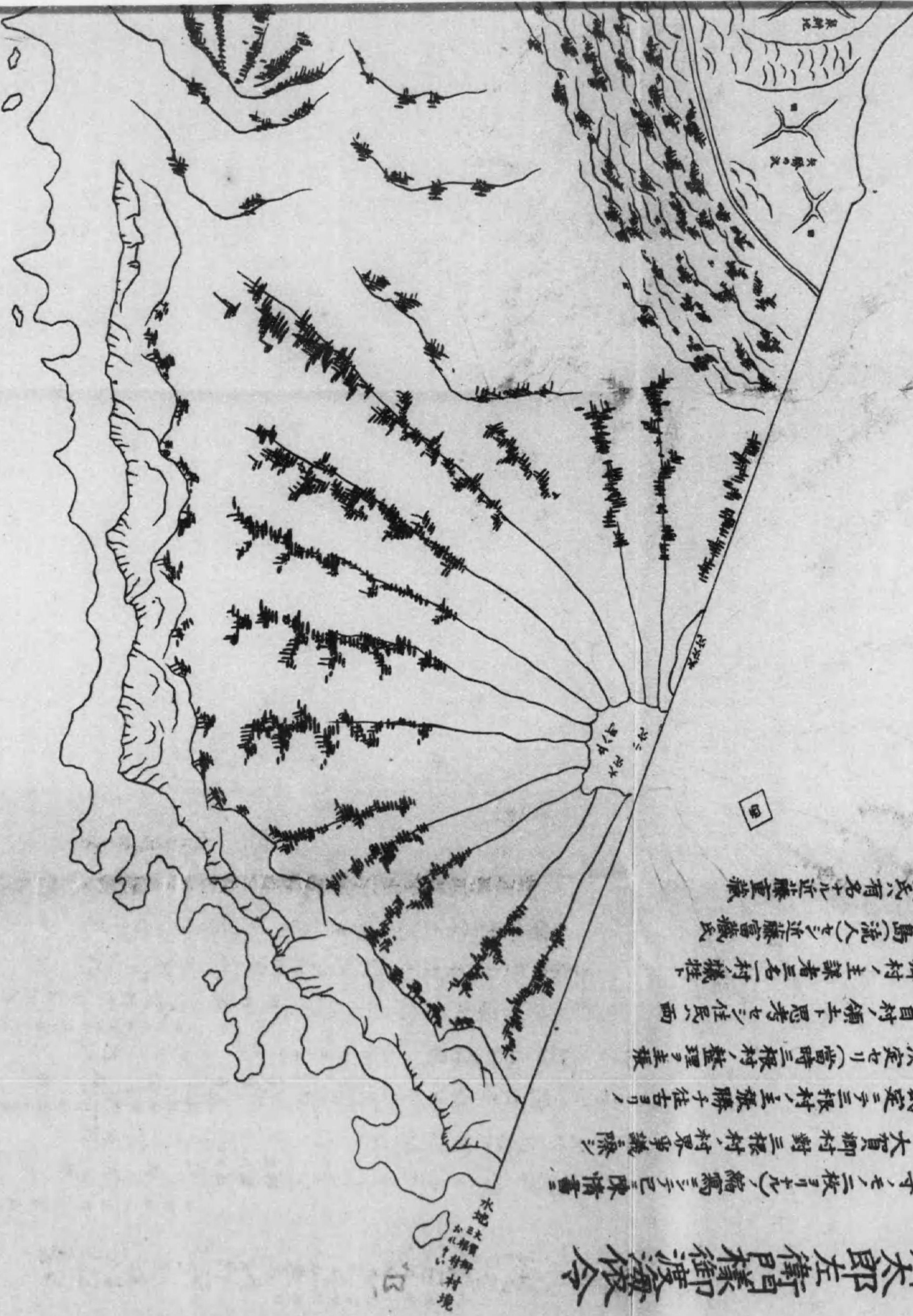
セバ反別帳、記載セバ越石地ラ自村、領土思考セシ住民而

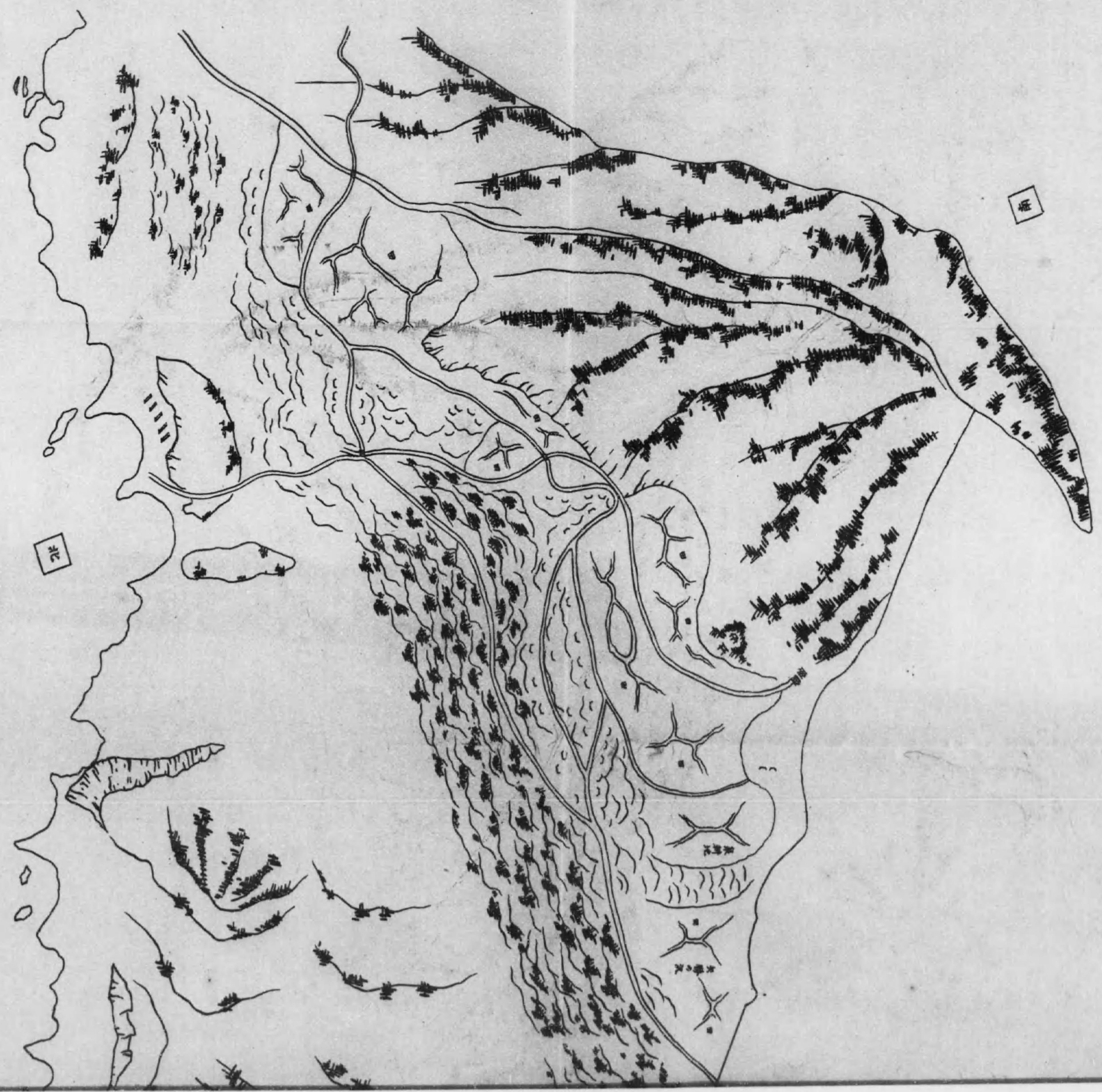
村共、皆無ナリシ(當時大賀郷村、主謀者三名一村嫌性

ナリ小島へ流罪サレタム其節在島(流人)ニシテ近藤富蔵氏

製國セルモナリ(近藤富蔵氏有名ナル近藤富蔵直哉

久長男ナリ)





285  
611

大正十四年一月二十日印刷

大正十四年一月三十日發行

(非賣品)

編纂兼

東京府八丈島三根村長  
持丸庫三郎

發行者

東京市芝區櫻川町二十番地  
淺野榮作

印刷者

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

常磐印刷株式會社

印刷所

卷之三

東方朔書

卷之三

卷之三

東方朔書

卷之三

大英小典卷之三

卷之三

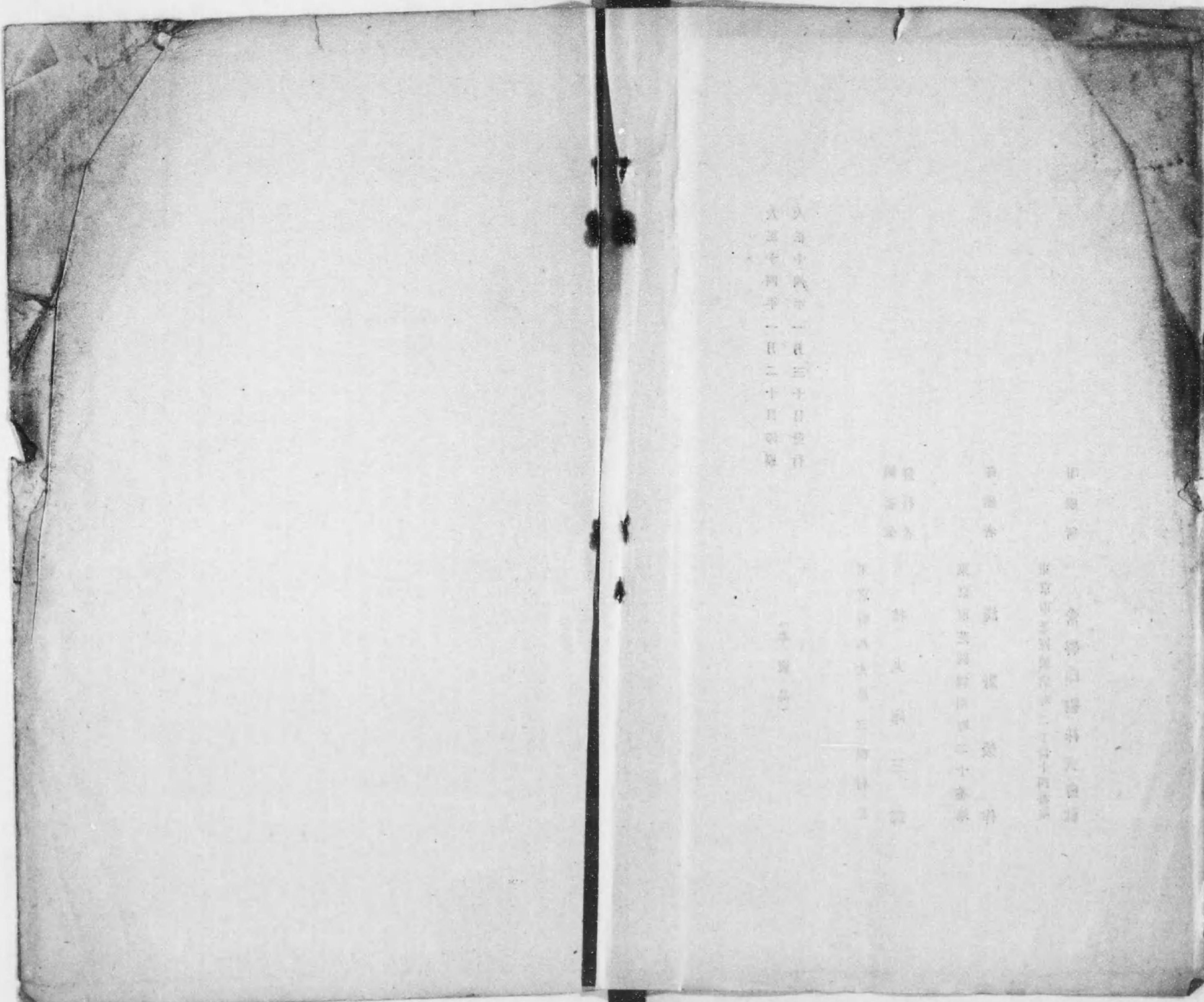
東方朔書

卷之三

卷之三

東方朔書

卷之三



終

